

(仮称) 防府市こども計画  
(案)

令和7年3月

山口県防府市



# 目 次

第1章 計画の概要	4
1 計画の策定にあたって	5
(1) 計画の背景と趣旨	5
(2) 計画の位置づけ	6
(3) 計画の期間	7
(4) 計画の対象	7
(5) 計画の策定体制	7
第2章 防府市の現状と課題	9
1 防府市の現状	10
2 アンケート調査結果の状況	20
3 防府市の課題	27
第3章 基本的な考え方	28
1 計画の基本理念	29
2 計画の基本目標	30
3 計画の体系図	31
第4章 施策の展開	32
第5章 子ども・子育て支援事業計画	64
第6章 計画の推進体制	●●

# 第1章

## 計画の概要

# 1 計画の策定にあたって

## (1) 計画の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進行や、核家族世帯の増加、保護者の就労状況の多様化、地域における人と人との関わりの希薄化、さらに近年、児童虐待やヤングケアラー問題が顕在化するなど、こどもや若者、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。これらの課題に対応するためには、行政と地域が一体となって、こども・若者や子育て家庭に寄り添いながら、地域全体で支援していくことが一層求められています。

本市では、平成 17 年（2005 年）3 月に次世代育成支援対策推進法に基づき、「防府市次世代育成支援行動計画」を策定し、こどもと子育てにやさしい社会の構築を目指し、各施策に取り組んできました。

平成 27 年（2015 年）には、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などを定めた「第 1 期防府市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

令和 2 年（2020 年）からは、これまで進めてきた「防府市次世代育成支援行動計画」も引き継ぐ形で、「第 2 期防府市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもや子育て家庭への支援を推進してきました。

このような中、国においては、令和 5 年（2023 年）4 月、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法である、こども基本法が施行されるとともに、こども政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども政策を強力で推進していくための新たな司令塔として「こども家庭庁」を設置されました。さらに、同年 12 月に、こどもの基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

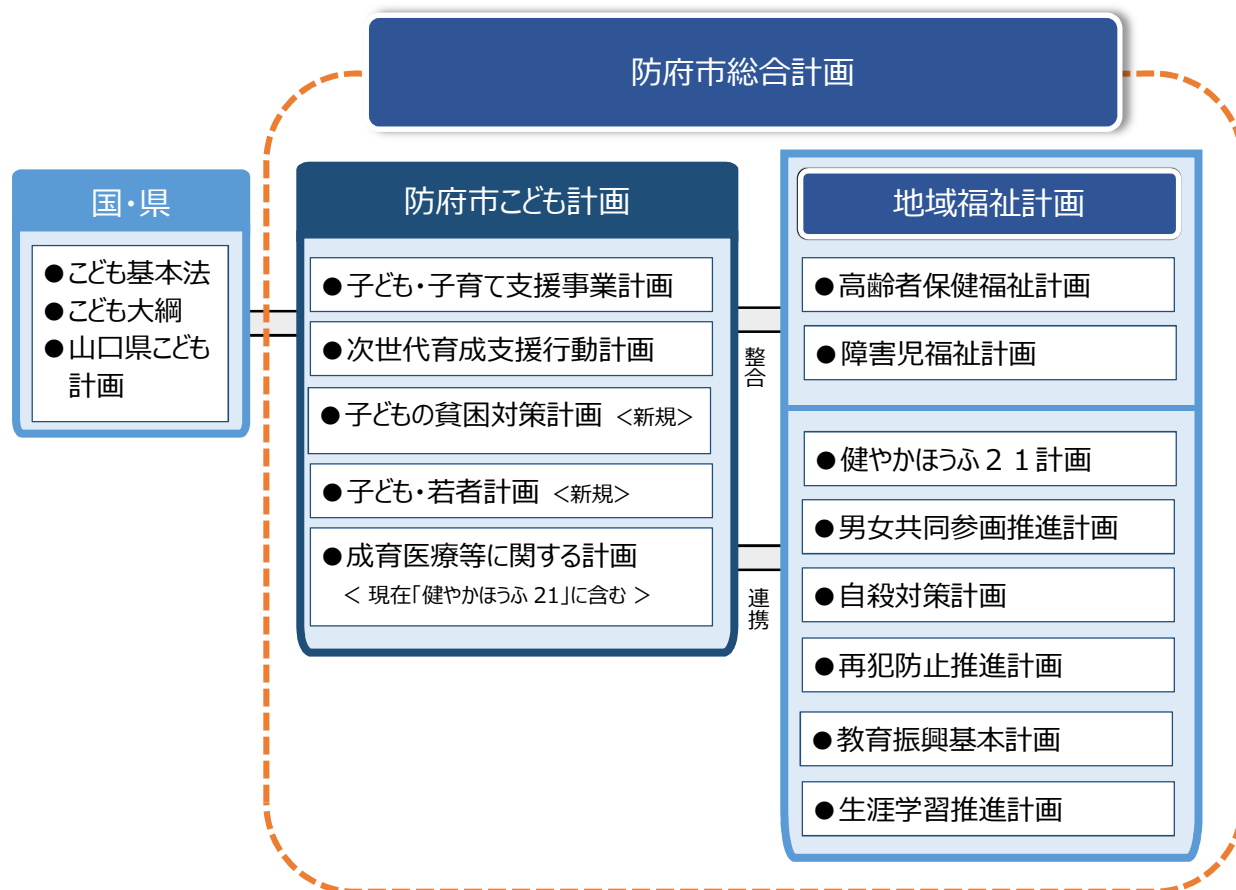
これらのことから、妊娠前から出産・子育て、こどもの社会的自立まで、切れ目ない支援を行うために、こどもと子育て家庭に対する支援やこども・若者の健全育成、こどもの貧困対策、ひとり親家庭の自立支援のための施策など、こどもの成長段階と困難な状況に応じた支援を一体的に盛り込んだ総合的な計画として、国の「こども大綱」及び山口県の「こども計画」を勘案した「防府市こども計画」を策定します。

## (2) 計画の位置づけ

こども基本法第10条に規定されている「市町村こども計画」に位置付けられ、本市における行政運営の最上位計画である「防府市総合計画」の個別計画とします。

また、以下の法定計画等を包含する総合的な計画とします。

- ① 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ③ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」
- ④ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- ⑤ 成育基本法に基づく「成育医療等に関する計画」



### (3) 計画の期間

計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

計画の期間内においては、毎年度施策の点検と評価を行い、計画の進捗状況や社会情勢の変化、国の動向などを踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

### (4) 計画の対象

計画の対象は、こども（0歳から概ね18歳まで）及び若者（概ね13歳から30歳まで、施策によっては概ね39歳まで）とその家族とします。

### (5) 計画の策定体制

この計画の策定にあたり、子育てニーズやこども・若者の生活実態、将来設計に関する意識等について把握するためのアンケート調査の実施や、こどもの意見を反映させるため、小学5年生から中学2年生までの児童・生徒で構成される「防府市こども会議」にて意見を聴取するとともに、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、「防府市子ども・子育て会議」及び、こども施策の総合的な推進に関し協議する「防府市こども施策推進協議会」で検討・審議を行いました。

また、広く市民から意見を聴取し、計画に反映するためパブリックコメントを実施しました。

#### ①アンケート調査の実施

##### A. 防府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

対象者	市内在住の未就学児の保護者	市内在住の小学生の保護者		
抽出方法	層化無作為			
調査方法	郵送による配布・回収			
調査期間	令和6年3月6日～3月19日			
回答状況	配布数	2,000人	配布数	2,000人
	回答数	966人	回答数	902人
	回答率	48.30%	回答率	45.10%

## B. 防府市こどもの生活実態調査

対象者	市内小学5年生の児童 及びその保護者	市内中学2年生の生徒 及びその保護者
抽出方法	全数	
調査方法	学校を通じて配布・回収	
調査期間	令和6年1月15日～1月26日	
回答状況	配布数 812人 回答数 752人 回答率 92.61%	配布数 800人 回答数 681人 回答率 85.13%

## C. 防府市こども・若者の意識と生活に関する調査

対象者	市内に居住する小学 5・6年生及び中学生	市内に居住する高校 生程度	市内に居住する 18～39歳の若者
抽出方法	全数	全数	層化無作為
調査方法	学校を通じて配布、 インターネット回答	郵送による配布、 インターネット回答	郵送による配布、 郵送またはインター ネット回答
調査期間	令和5年7月19日 ～8月24日	令和5年8月1日 ～8月31日	令和5年12月 20日～令和6年 1月5日
回答状況	配布数 4,727人 回答数 755人 回答率 15.97%	配布数 3,075人 回答数 557人 回答率 18.11%	配布数 5,500人 回答数 1,638人 回答率 29.78%

### ②防府市こども会議の開催

対象者	ほうふみらい塾塾生（小学5年生～中学2年生）
開催日	令和5年11月11日（土）
内容	テーマ：「ほうふっ子が想像☆創造する未来の防府」 「防府のどこが好きですか」、「防府がもっとこうなったらいいのにな」など、グループで話し合った後、発表を行いました。

### ③会議の開催状況

### ④パブリックコメントの実施



## 第2章

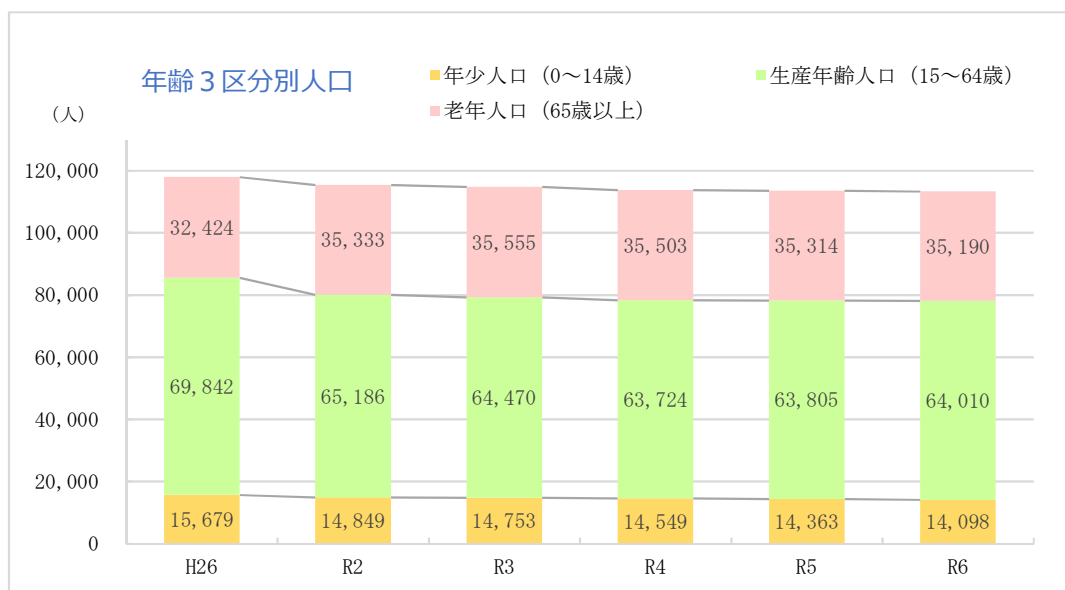
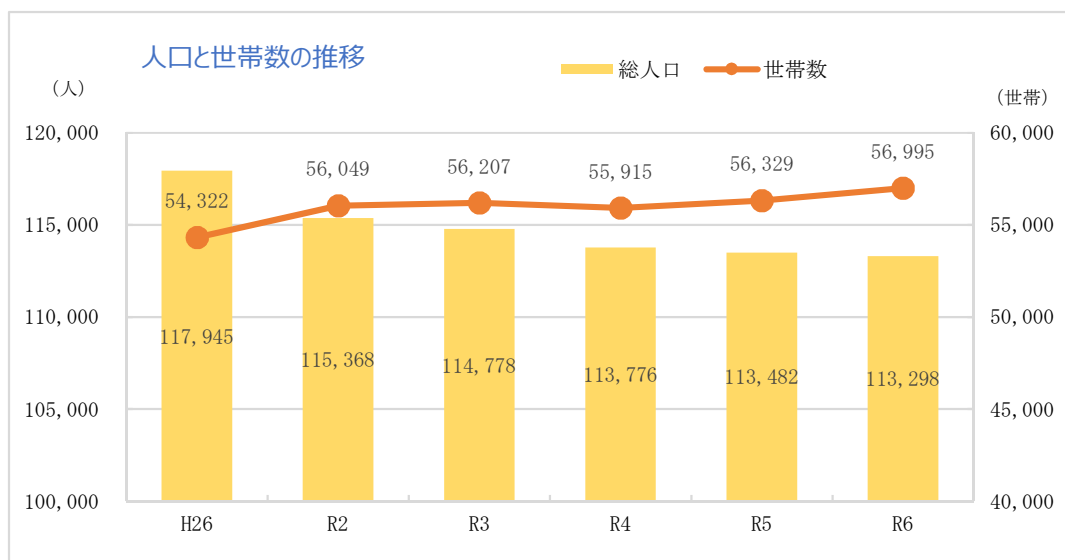
# 防府市の現状と課題

# 1 防府市の現状

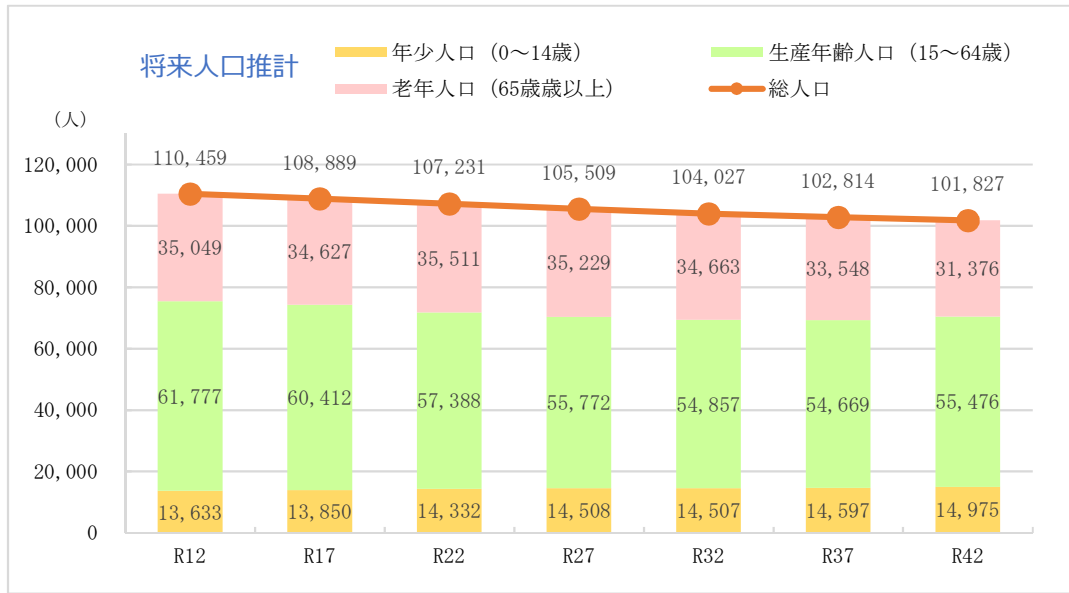
## (1) 人口・世帯数の推移と将来推計

本市の総人口は、減少傾向にあります。ほぼ横ばいで推移しています。また、平成26年（2014年）と令和6年（2024年）の年齢3区分別人口を比較すると、少子高齢化が進行していることがわかります。

国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づくと、本市の人口は9万人まで減少すると見込まれていますが、防府市人口ビジョンにおいて、出生率の向上や社会減に歯止めをかけることにより、将来にわたって人口10万人を維持することを目指しています。



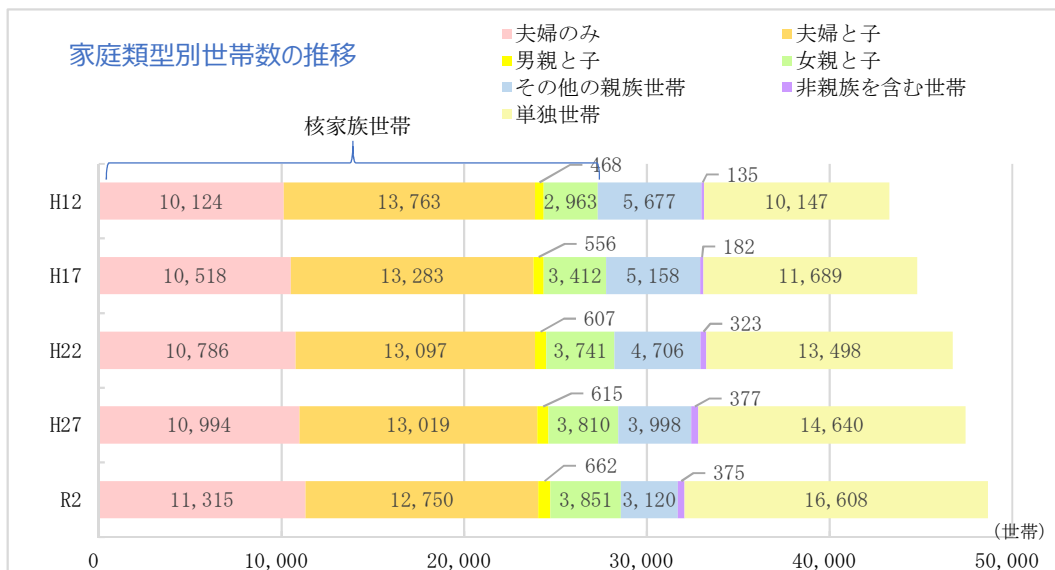
【資料：住民基本台帳（各年3月末時点）】



【資料：防府市人口ビジョン】

## (2) 家族類型別世帯数の推移

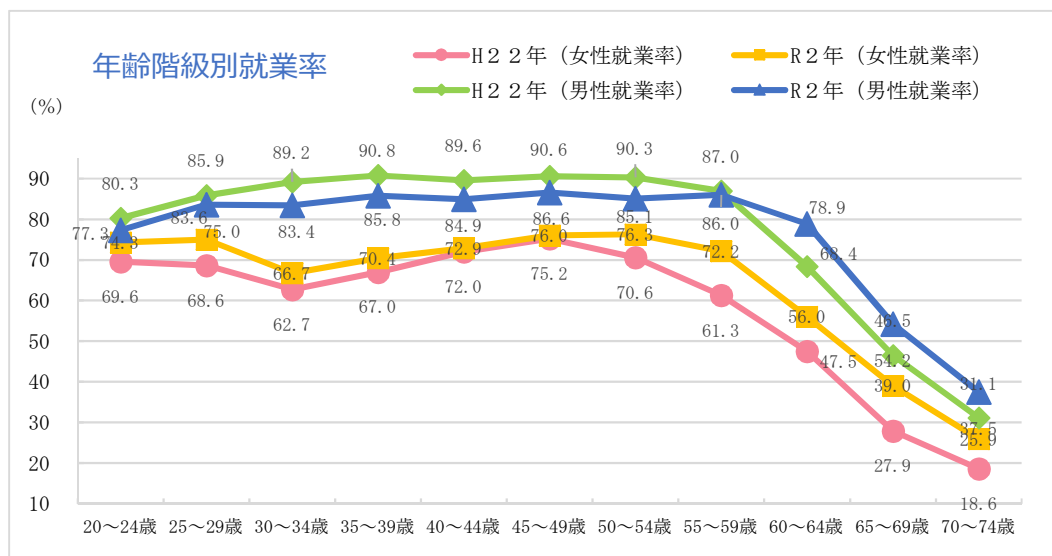
核家族世帯（夫婦のみ、夫婦と子、男親と子、女親と子）の変化をみると増加傾向にあります。また、単身世帯も一貫して増加しています。



【資料：国勢調査】

### (3) 就業状況

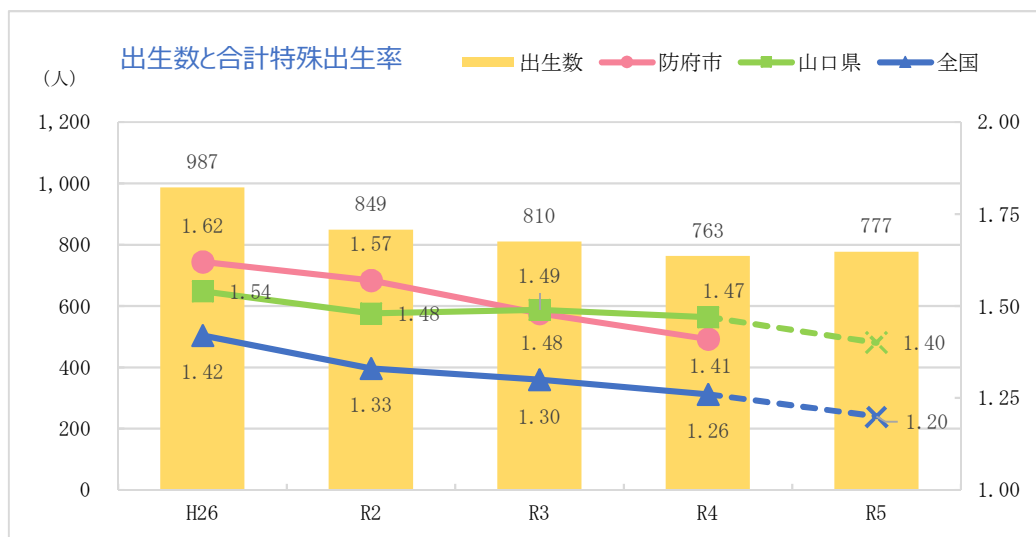
本市の年齢階級別就業率は、平成22年（2010年）と令和2年（2020年）を比較して、いずれの年代も増加しています。



【資料：国勢調査】

### (4) 出生数と合計特殊出生率

本市の出生数は、減少傾向となっていますが、令和5年（2023年）の出生数は、前年と比べ増加しています。また、合計特殊出生率については、全国平均は上回っているものの、減少傾向となっています。

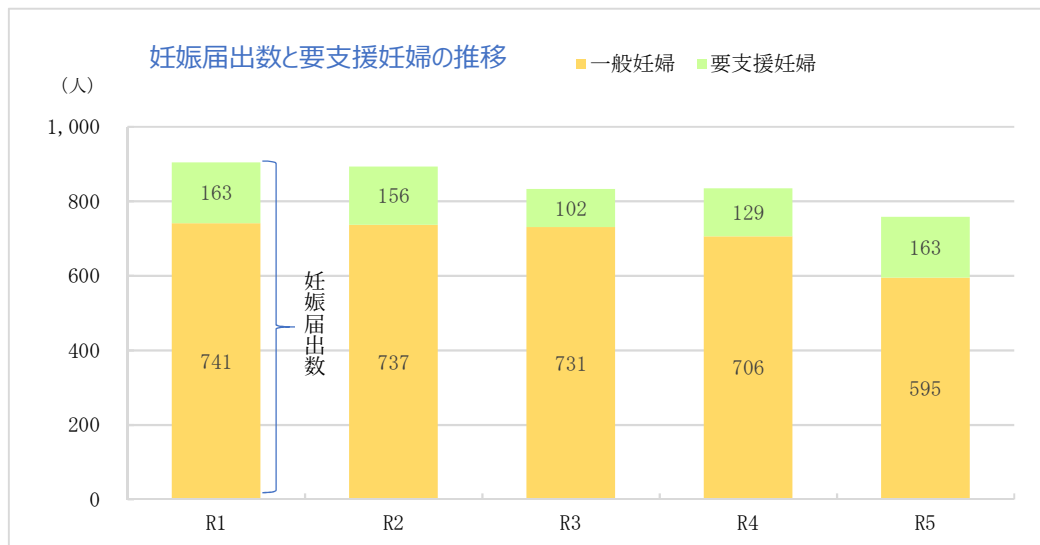


※令和5年の合計特殊出生率は速報値

【資料：県保健統計年報、人口動態調査】

## (5) 支援を必要とする妊婦の割合

妊娠届けの数は年々減少していますが、高齢初産や多胎妊娠等、妊娠中から支援を必要とする妊婦の割合は、増加しており、令和5年（2023年）は2割となっています。

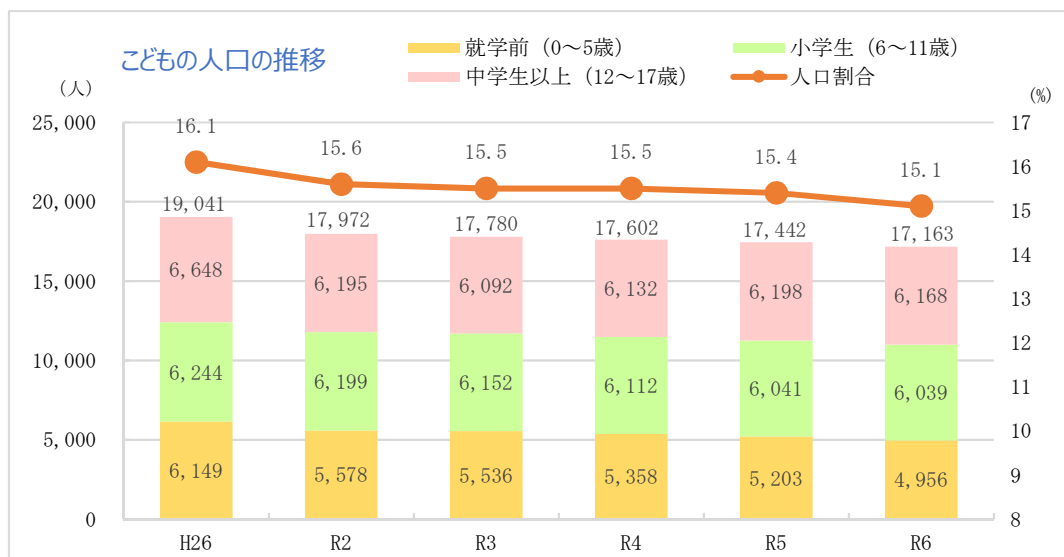


※妊娠届出数は、転入妊婦を含む数

【資料：市こども相談支援課資料】

## (6) こどもの人口の推移

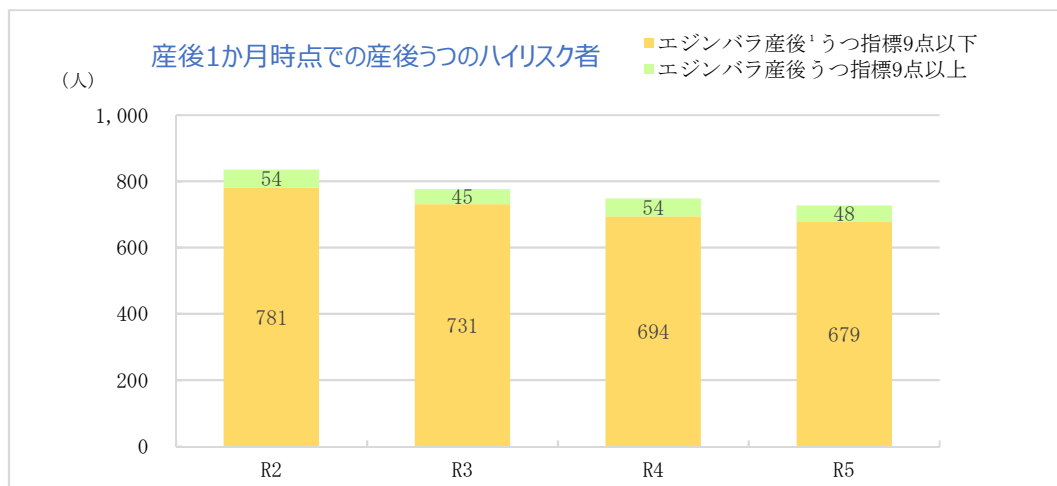
本市のこどもの人口及び人口割合ともに減少しています。



【資料：住民基本台帳（各年3月末時点）】

## (7) 産後うつ傾向にある産婦の状況

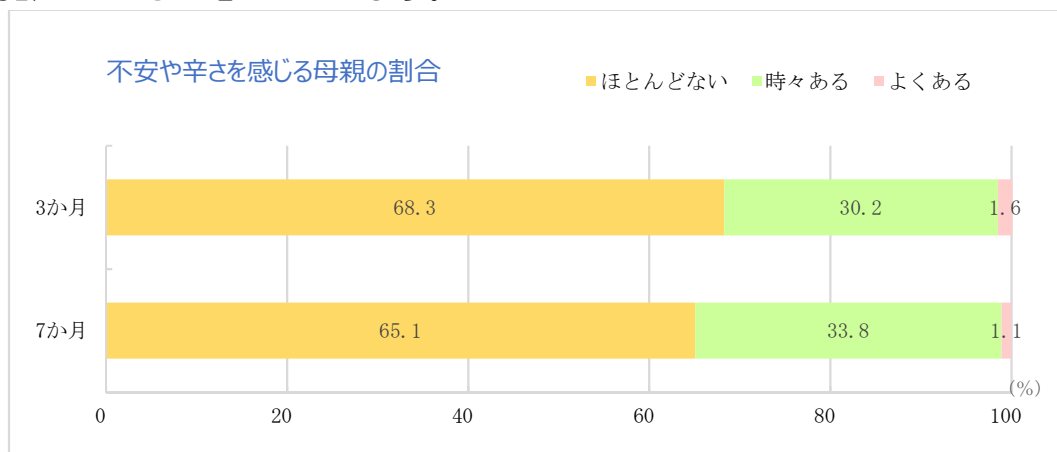
産後1か月で行う、産婦健康診査における産後うつ傾向にある産婦の割合は、年々、増加傾向にあります。



【資料：市こども相談支援課資料】

## (8) 子育てに対する気持ち

乳児期の子育てをする母親の3割が、子育てについて不安や辛さを感じており、月齢が上がると増加しています。

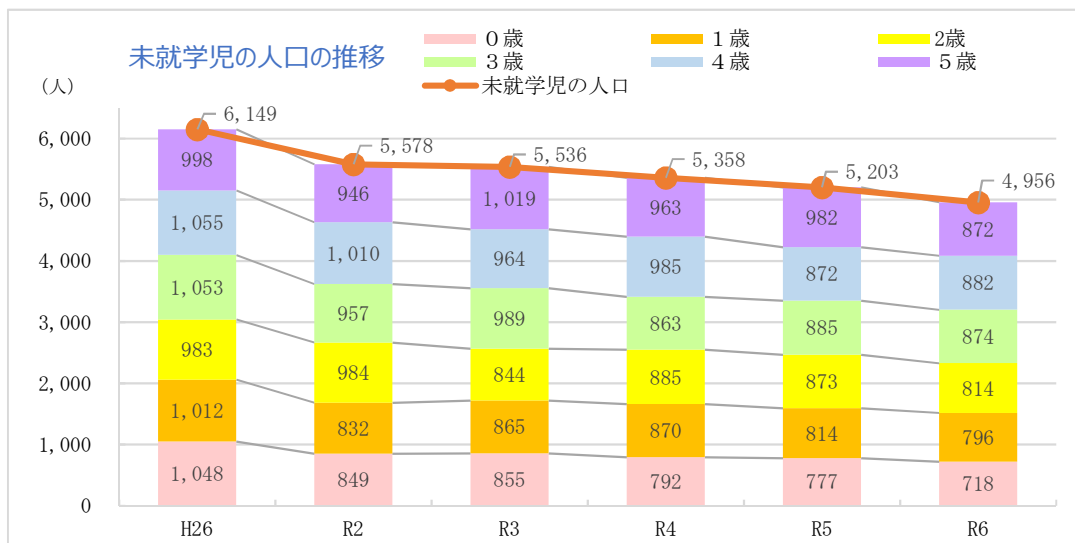


【資料：市こども相談支援課資料】

<sup>1</sup> エジンバラ産後うつ指標 産後うつ病のスクリーニングを目的として作られた10項目の質問票。9点以上、または質問10の該当者を「産後うつ病のハイリスク」としている。

## (9) 未就学児の人口の推移

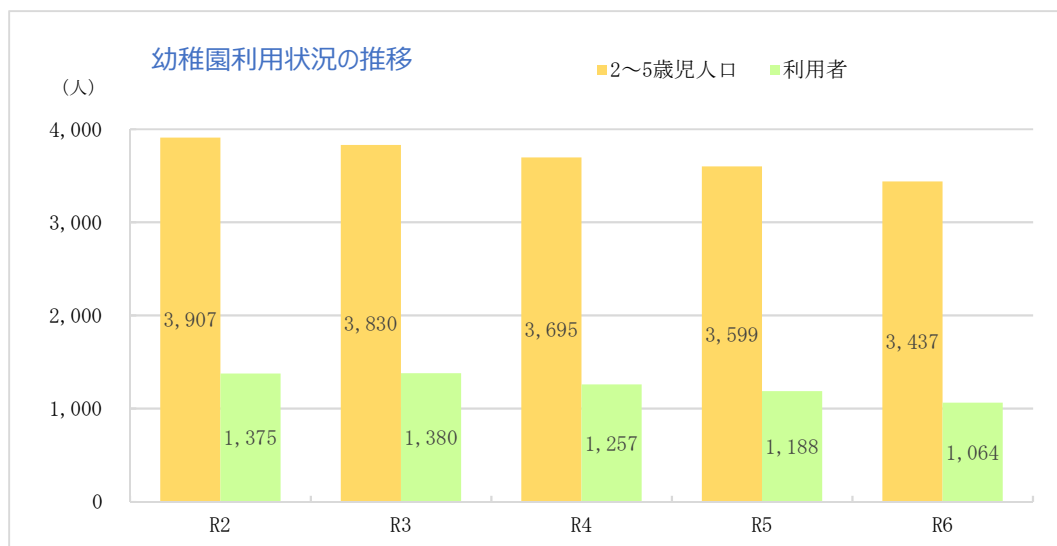
未就学児（0～5歳児）の人口は、年々、減少傾向にあります。



【資料：住民基本台帳（各年3月末時点）】

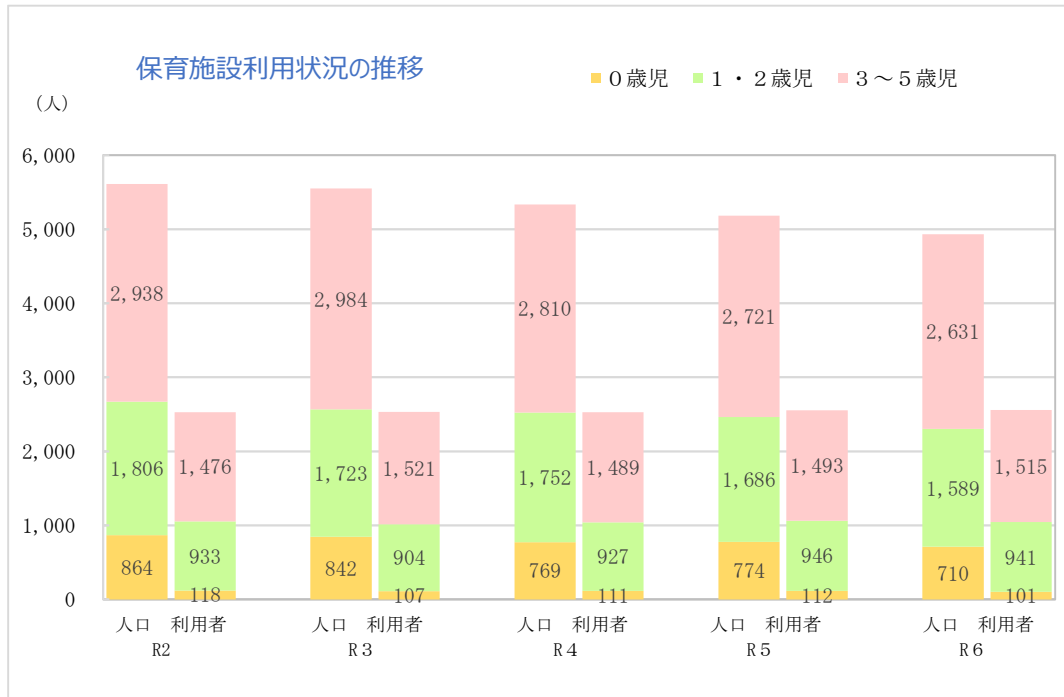
## (10) 幼稚園、保育施設の利用状況の推移

未就学児の人口は減少傾向にありますが、保育施設の利用者数は横ばいで推移しています。



【資料：住民基本台帳、市子育て推進課資料（各年5月1日時点）】

※幼稚園には、認定こども園（幼稚園部分・幼稚園機能部分）が含まれます。

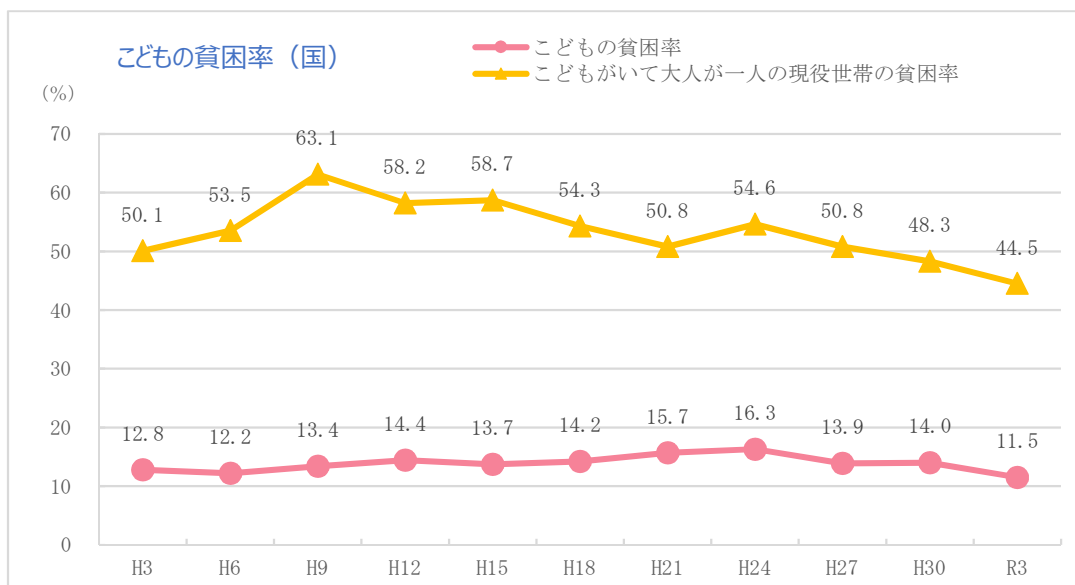


【資料：住民基本台帳、市子育て推進課資料（各年5月1日時点）】

※保育施設には、認可保育所、認定こども園（保育所部分・保育所機能部分）、地域型保育事業が含まれます。

## (11) こどもの貧困に関する状況

我が国のこどもの貧困率は、令和3年（2021年）時点では11.5%と、それ以前より改善しているものの、約8.7人に1人のこどもが相対的貧困の状態にあります。特に、大人一人でこどもを育てる世帯の貧困率は、44.5%となっています。



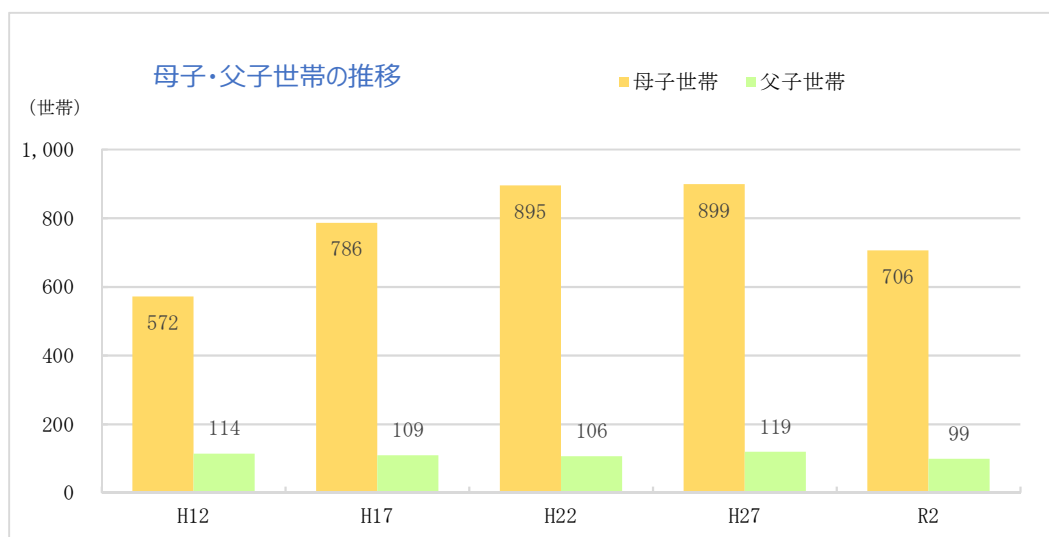
【資料：厚生労働省 国民生活基礎調査】



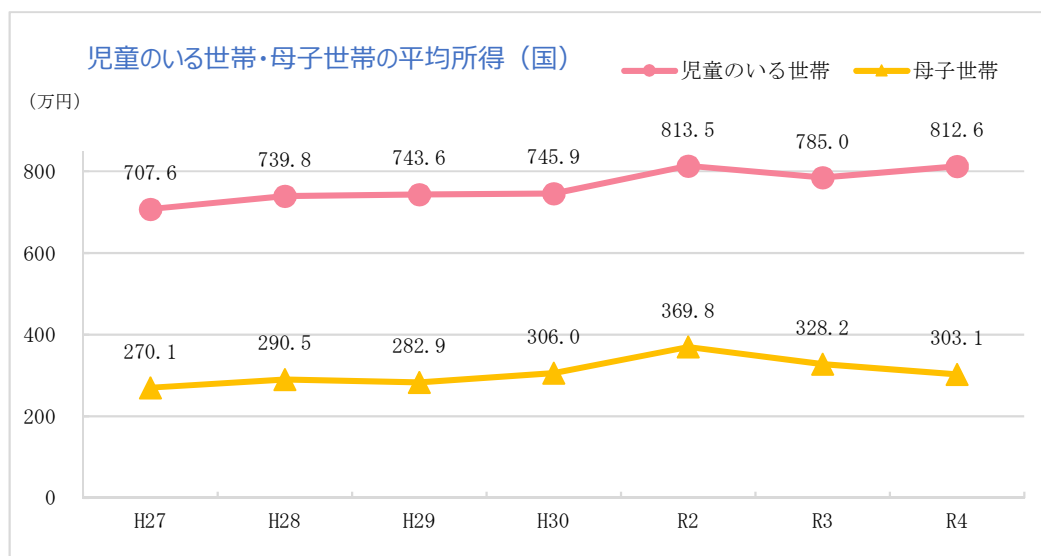
## (12) ひとり親家庭の状況

母子世帯数は増加傾向にありましたが、令和2年（2020年）は減少しています。父子世帯については、100世帯前後で推移しています。

また、我が国の所得状況をみると、令和4年（2022年）の児童のいる世帯の平均所得は812.6万円ですが、母子世帯では303.1万円となっており、母子世帯の平均所得は児童のいる世帯の平均所得と比較し、低い状況が続いています。



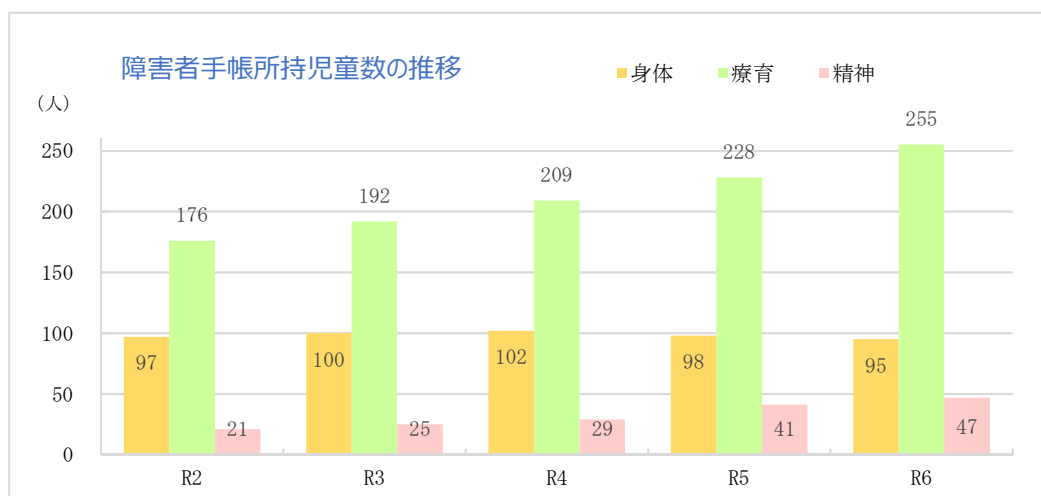
【資料：国勢調査】



【資料：厚生労働省 国民生活基礎調査】

### (13) 障害に関する状況

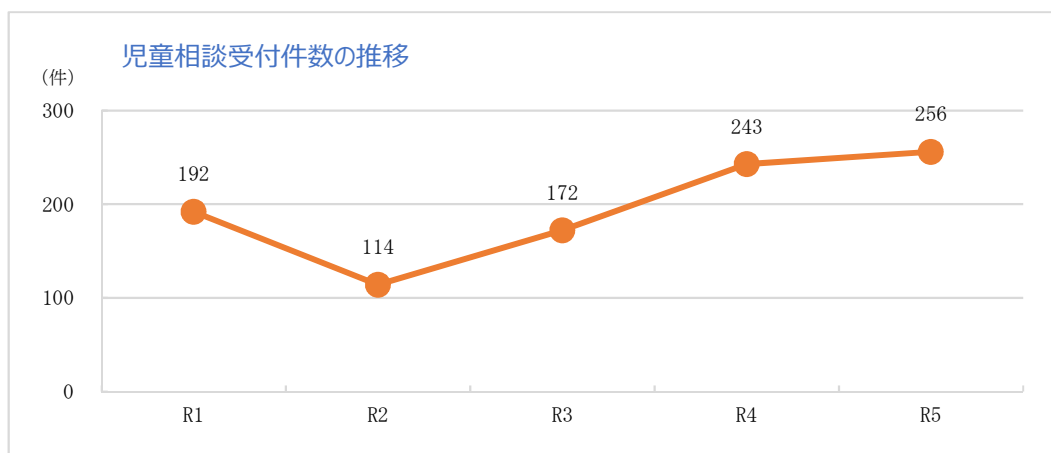
本市の18歳未満の障害者手帳の所持者は増加傾向にあります。特に、知的障害児に交付される療育手帳所持者が増加しています。



【資料：市障害福祉課資料】

### (14) 児童相談受付の状況

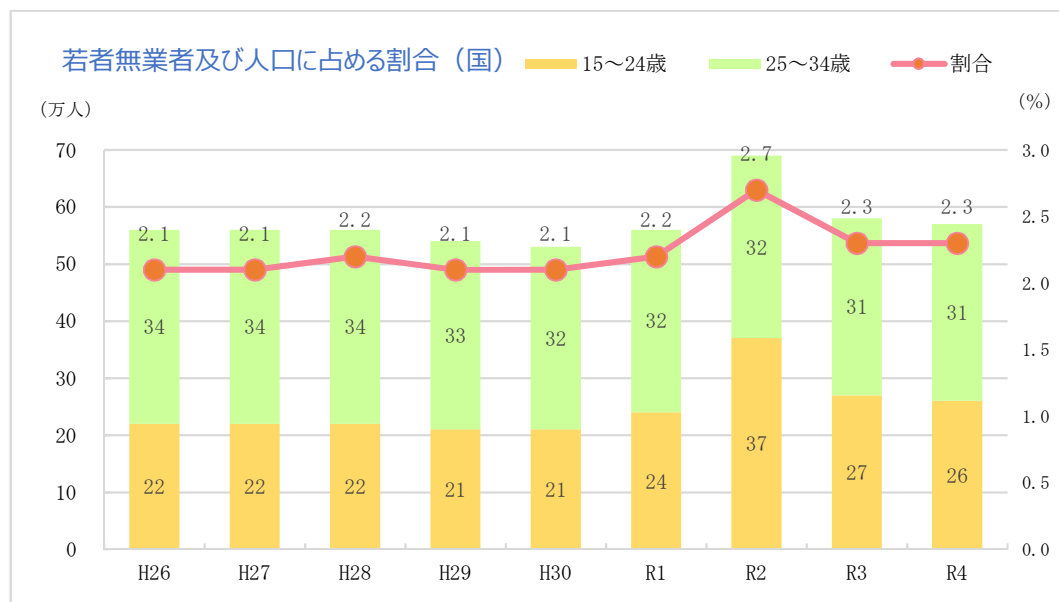
本市の児童相談（児童虐待相談、育成相談等）件数は、年々、増加傾向にあります。



【資料：市こども相談支援課資料】

## (15) 若者無業者<sup>2</sup>

我が国の若者無業者の推移をみると、令和 2 年（2020 年）平均で 69 万人と、前年に比べ 13 万人の増となりましたが、それ以降は、以前の数値と同様に推移しています。



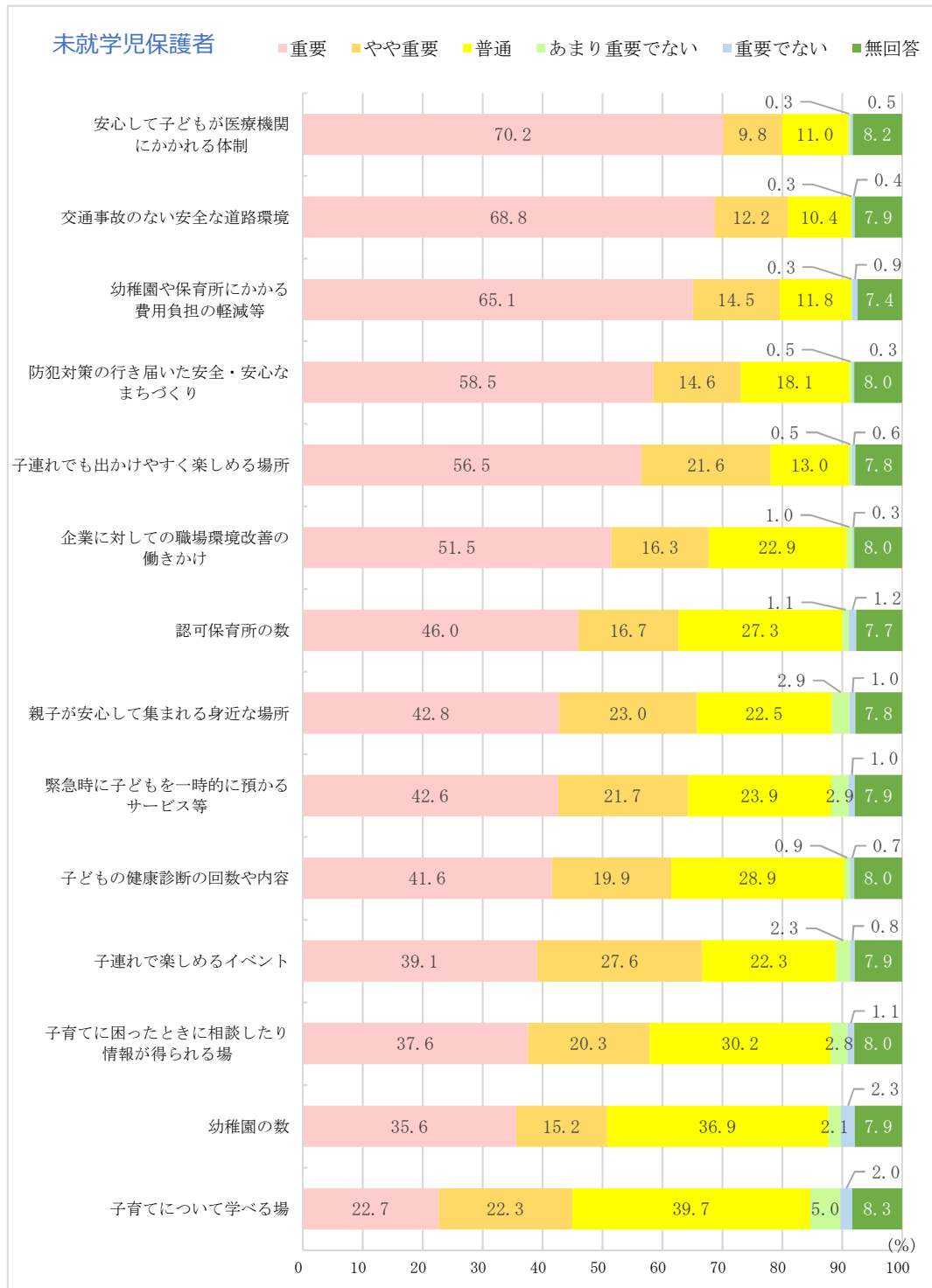
【資料：総務省 労働力調査】

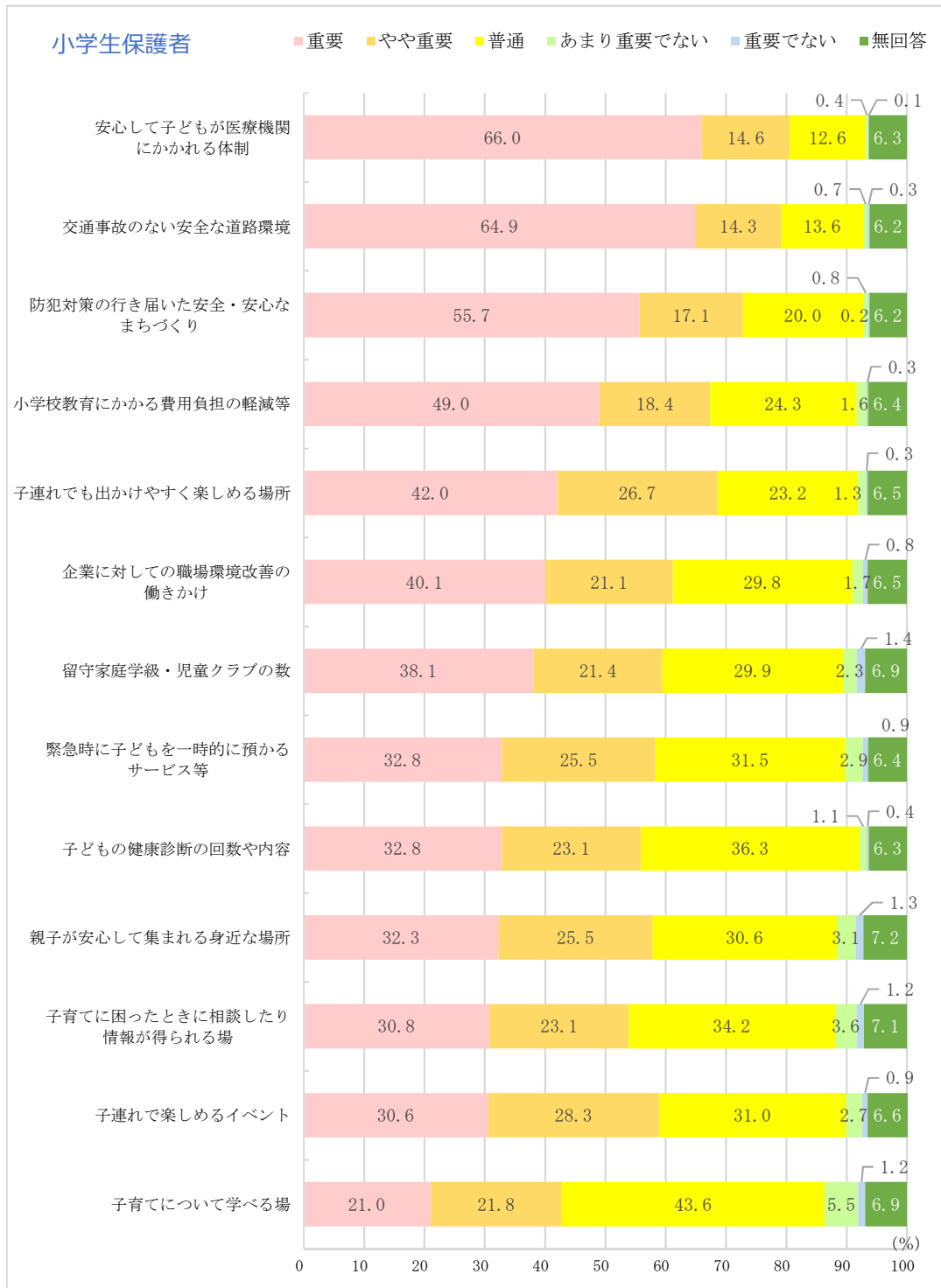
<sup>2</sup> 若者無業者 15歳から34歳の非労働力人口のうち家事も通勤もしていない者

## 2 アンケート調査結果の状況

### (1) 重要だと思う子育て施策

重要だと思う子育て施策として、未就学児保護者、小学生保護者のいずれも「安心して子どもが医療機関にかかれる体制」が最も多く、次いで「交通事故のない安全な道路環境」となっています。

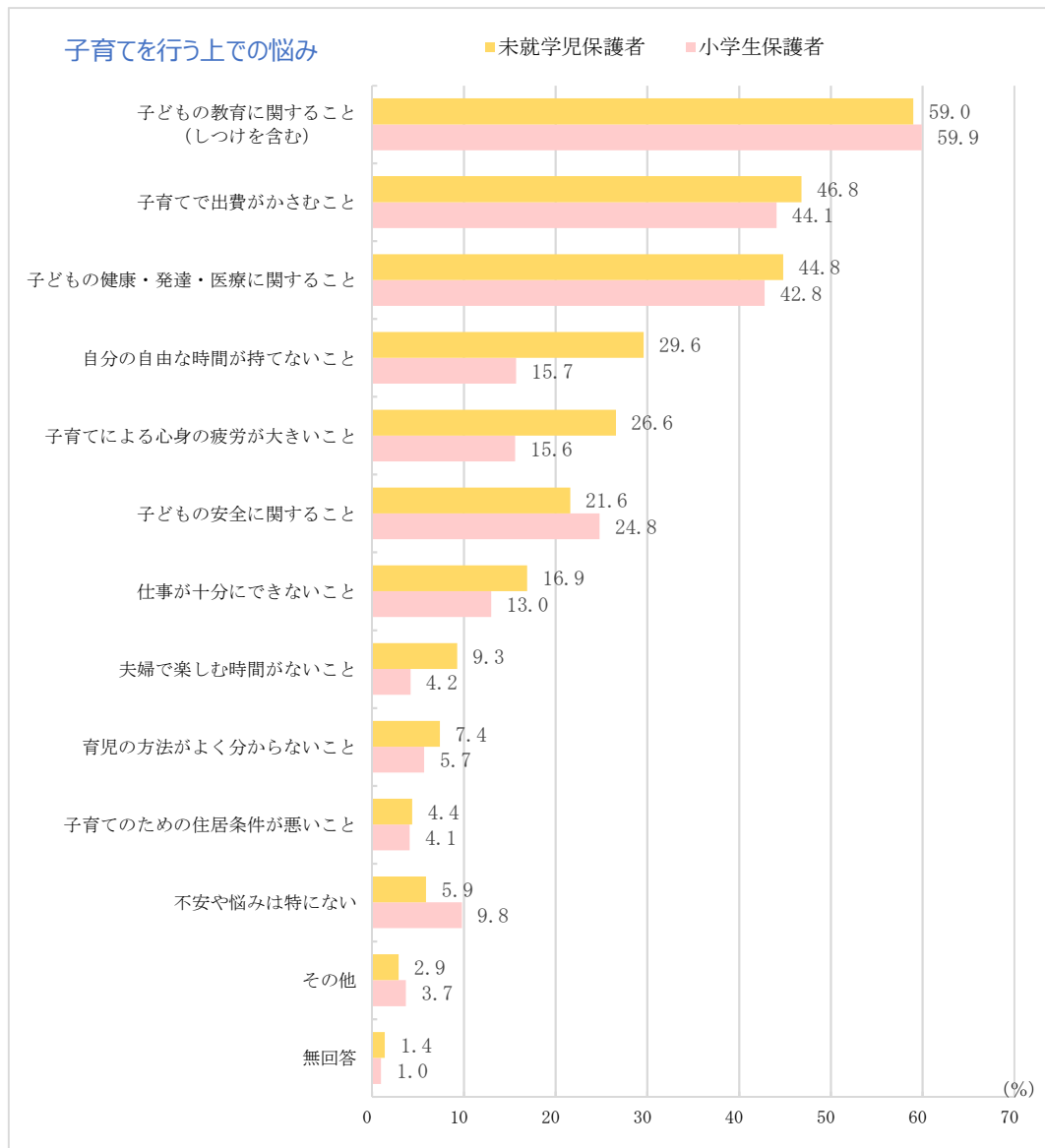




【資料：防府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査】

## (2) 子育てを行う上での悩み

子育てを行う上での悩みとして、未就学児保護者、小学生保護者のいずれも「子どもの教育に関すること（しつけを含む）」が最も多く、次いで「子育てで出費がかさむこと」となっています。

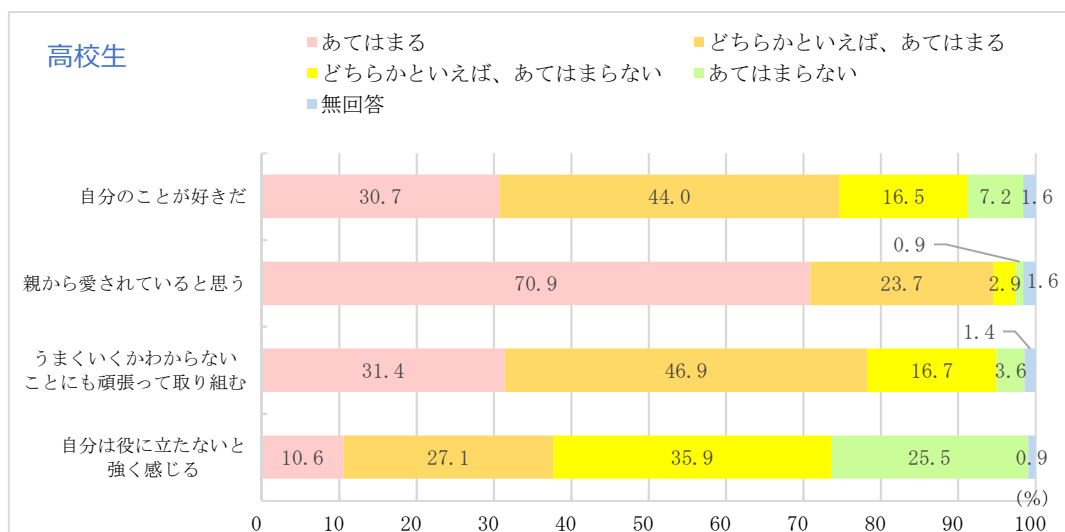
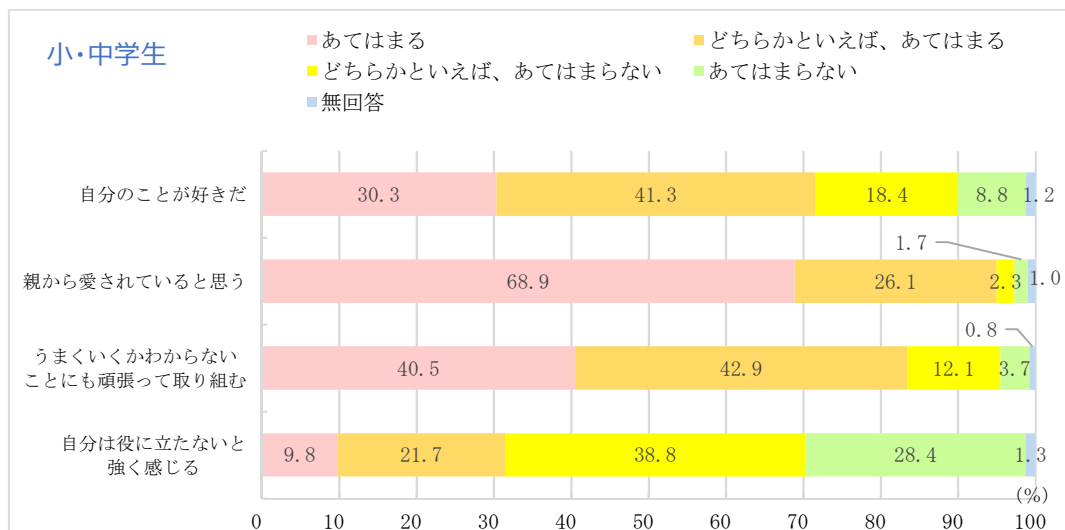


【資料：防府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査】

### (3) 自己肯定感

自分のことが好きかという質問に対し、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合は、小・中学生は71.6%で、高校生は74.7%となっています。

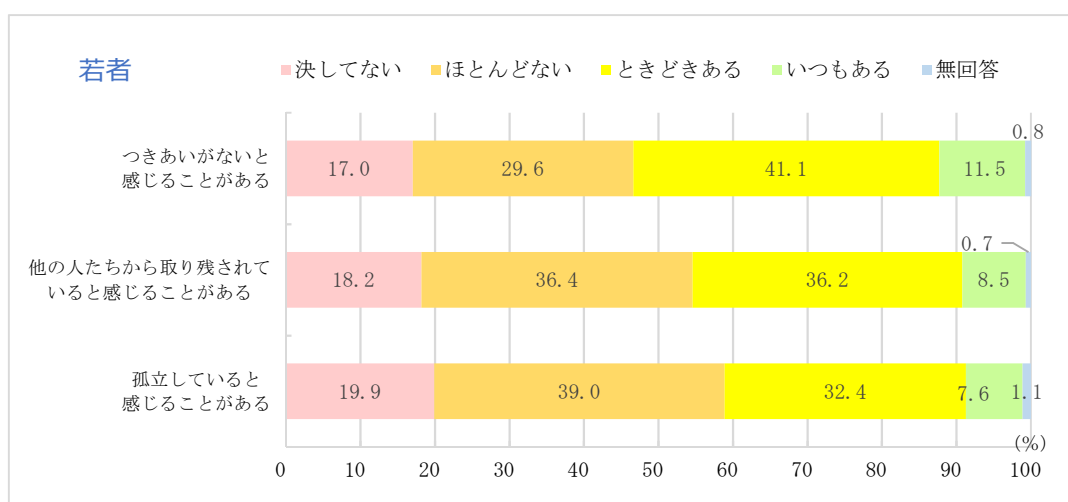
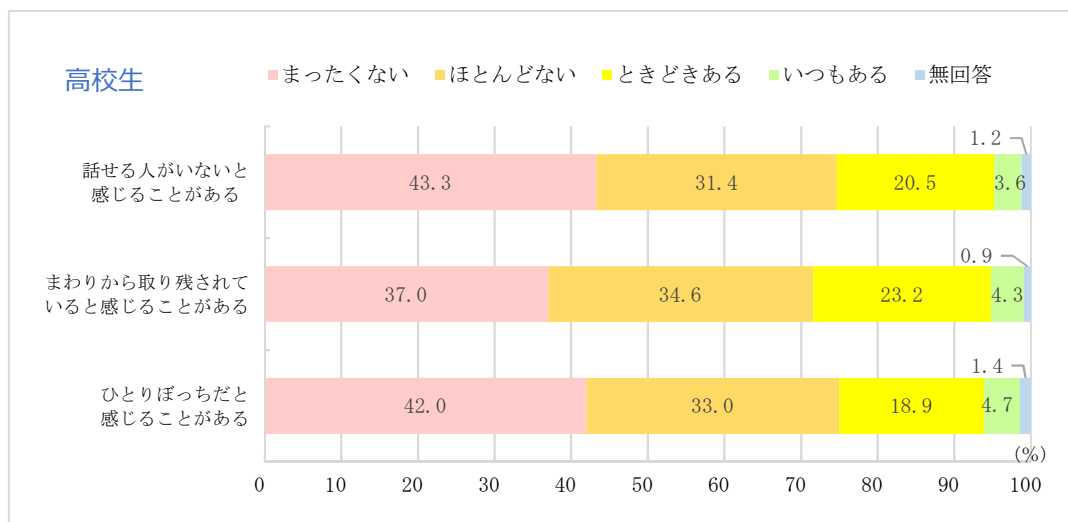
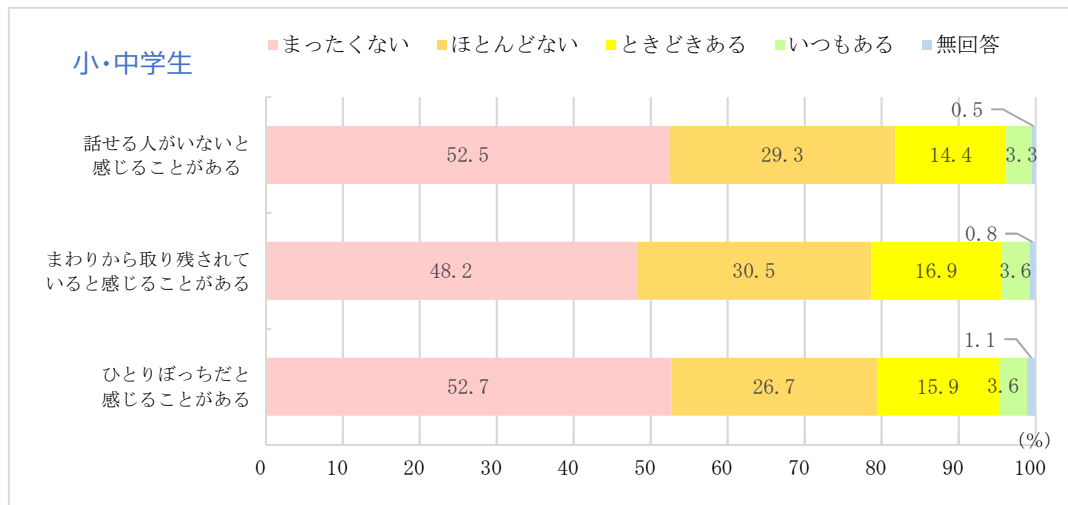
また、自分は役に立たないと強く感じるかという質問に対しては、小・中学生は31.5%、高校生は37.7%となっています。



【資料：防府市子ども・若者の意識と生活に関する調査】

## (4) 孤独感

全ての項目において、年齢を重ねるにつれ孤独感を感じる傾向にあります。



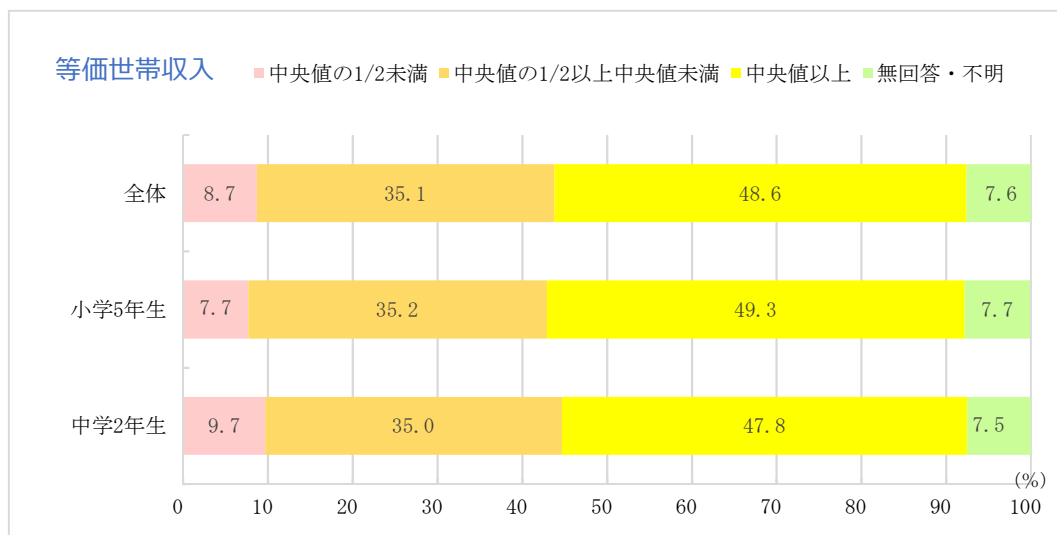
【資料：防府市子ども・若者の意識と生活に関する調査】



## (5) 等価世帯収入<sup>3</sup>

アンケート集計の結果、等価世帯収入の中央値は290.69万円、中央値の1/2の値は145.34万円となっています。

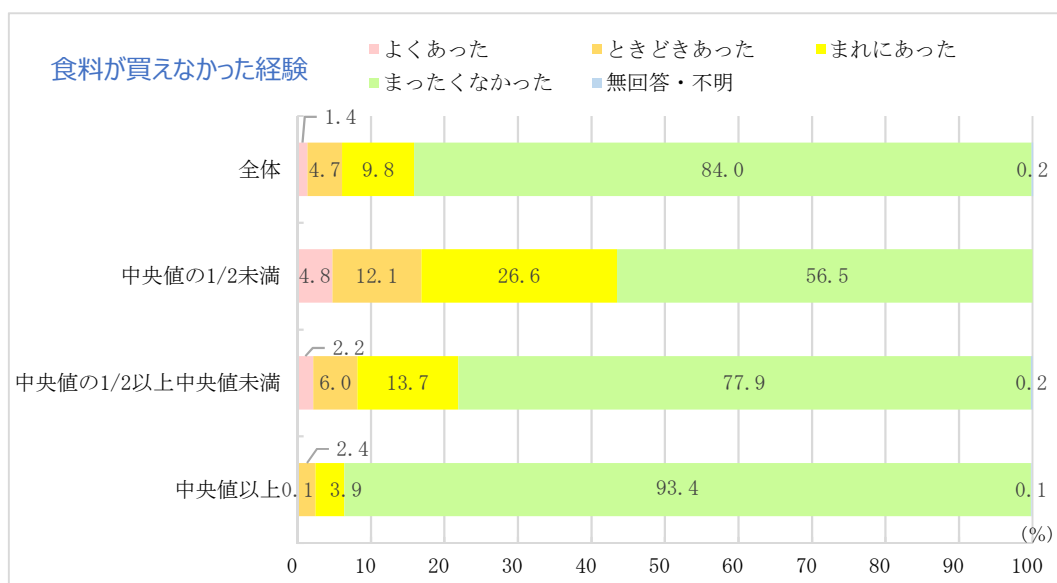
収入が低い水準の世帯（中央値の1/2未満）は、全体で8.7%、収入が中低位の水準の世帯（中央値の1/2以上中央値未満）は、35.1%となっています。



【資料：防府市こどもの生活実態調査】

## (6) 食料が買えなかった経験

過去1年間に食料が買えなかった経験は、中央値の1/2未満では、「よくあった」から「まれにあった」までの合計の割合が43.5%となっています。

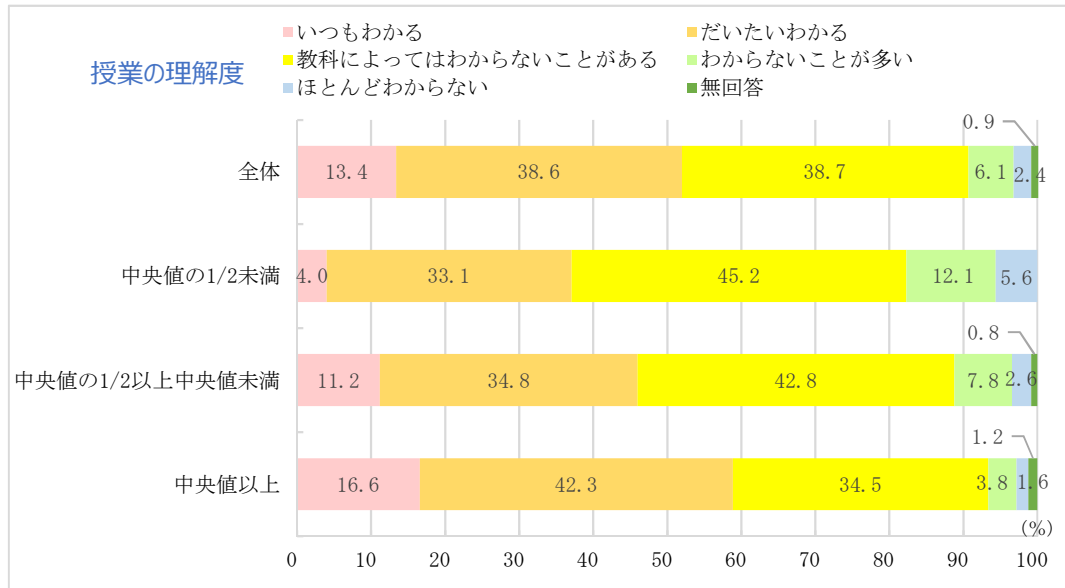


【資料：防府市こどもの生活実態調査】

<sup>3</sup> 等価世帯収入 世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で割ったもの

## (7) 授業の理解度

授業の理解度については、等価世帯収入が少なくなるに従い、「いつもわかる」「だいたいわかる」を合わせた割合が減少しています。



【資料：防府市こどもの生活実態調査】

### 3 防府市の課題

高齢初産、多胎妊娠など、妊娠中から支援を必要とする妊婦もいます。また、産婦健診の結果、産後うつ状態が疑われる産婦の割合は増加しています。

乳児期の母親には、子育てを行う上で孤立感や不安感があります。また、こどもの教育や経済的な負担への悩みなど、未就学、就学後ともに様々な悩みがあります。

核家族化が進むなど、相談相手が少なくなる中で、誰もが安心して妊娠、出産、子育てしていくためには、こども家庭センターだけでなく、地域で気軽に相談できる環境づくりが必要です。

児童虐待、ヤングケアラー<sup>4</sup>やひきこもり<sup>5</sup>等の状態にあるこども等に対しては、早期に適切な支援をすることが重要です。そのためには、児童虐待等を正しく理解することが必要になります。

また、発達が気になるこどもは増加傾向にあり、早期に一人ひとりに応じた支援につなげることが必要です。

地域全体で妊婦やこども、子育て家庭のことを気にかけて、困りごとをキャッチした場合には、必要な相談や適切な支援につなぐことが大切です。

そのため、相談や支援を行う医療機関や学校、保育所・幼稚園等の関係機関や、地域の子育て支援団体との連携が重要となり、お互いに情報共有を図るなど、ネットワークをさらに充実し、顔の見える関係づくりを進める必要があります。

本市の年齢階級別就業率は、男性、女性ともにいずれの年代でも上昇しており、共働き家庭は増加していることが推測されます。仕事と子育てを両立できるよう、延長保育や休日保育など、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスが必要です。

また、事業者においては、働きやすい職場の環境づくりが必要です。

<sup>4</sup> ヤングケアラー 本来、大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと

<sup>5</sup> ひきこもり 職場や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態



第3章

基本的な考え方

## 1 計画の基本理念

### 基本理念

## こどもの笑顔と夢があふれるまち ほうふ

こども・若者は社会の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。  
こどもの笑顔は、親や地域の人も笑顔にします。  
こどもの夢は、明るい未来を創造します。

私たちの故郷「ほうふ」がこどもの笑顔と夢があふれるまちになるよう、ほうふっ子を全力応援します。

本計画では、全てのこども・若者が等しく身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができるよう、妊娠前から出産、子育てまで切れ目ない支援を推進するとともに、地域全体でこどもの健やかな成長を支え、こどもにやさしいまちをつくっていきます。



## 2 計画の基本目標

基本理念を踏まえ、計画における施策や事業の推進を図るため、次の4つの基本目標を定めます。

### 基本目標Ⅰ こどもを産み、育てる喜びや楽しさが実感できるまち

妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、こどもが健やかに育つことができるよう、妊娠前から出産、子育てまでの切れ目ない支援を充実するとともに、子育て家庭への経済的な支援に取り組みます。

### 基本目標Ⅱ こどもが健やかに成長するまち

こどもが健やかに育ち、親も安心して働けるよう、多様なニーズに沿った保育サービスを提供します。

こどもの健やかな成長を支援する環境づくりに向け、遊びや生活の場を提供することで、児童の健全育成を図ります。

### 基本目標Ⅲ こども・若者や家庭にしっかり寄り添い支えるまち

こどもの命が守られて成長し、差別されず、こどもにとって最もよいことを第一に考えられる社会になるよう、こどもの権利に関する周知と理解促進、児童虐待の防止や発生予防、早期発見・早期対応に向けた取り組みや、障害があるこどもの支援に取り組みます。

### 基本目標Ⅳ こども・若者を地域全体で支えるまち

地域全体でこどもの育ちや子育て家庭を温かく見守り、支える仕組みや環境を整えます。また、結婚・妊娠、こども・子育てを大切にするという意識を、社会全体で共有できるよう取り組みます。

### 3 計画の体系図

基本理念	基本目標	施策の方向
こどもの笑顔と夢があふれるまち ほうふ	I こどもを産み、育てる喜びや楽しさが実感できるまち	1 妊娠前から出産・子育てまで切れ目ない支援をします 2 子育て家庭を経済的に支援します 3 子育てと仕事の両立に向け、子育てしやすい環境を整備します
	II こどもが健やかに成長するまち	1 保育園等の保育・教育環境を充実し多様なニーズに対応します 2 放課後の児童等の健全育成に努めます 3 学校の教育環境を整備します 4 心身の健全育成を推進します
	III こども・若者や家庭にしっかり寄り添い支えるまち	1 児童虐待等の未然防止と適切な支援に取り組みます 2 障害のあるこども等や発達が気になるこども等を支援します 3 ひとり親家庭を支援します 4 青少年の非行防止や自立を支援します 5 生活に困難を抱えるこども等を支援します
	IV こども・若者を地域全体で支えるまち	1 こども・若者の安全を確保します 2 こども・若者の居場所づくりを促進します 3 地域全体でこども・子育て家庭を支える取組を推進します



第4章

施策の展開





## 施策の方向

## 1 妊娠前から出産・子育てまで切れ目ない支援をします

保健師、助産師や保育士等、専門職が常駐したこども・子育ての拠点である「こども家庭センター」を中心に、専門機関と連携し、妊産婦、こども、子育て家庭等に関する全ての相談を受け、一人ひとりに寄り添った支援をします。

特に、妊娠期から出産期は、心身の変化が大きく、不安や悩みが多くなる時期です。核家族化が進む中、育児のサポートがない妊産婦も増加しています。心身の不調や育児に不安を抱える親が安心して子育てができるよう、産前産後の支援の充実を図ります。

## 【主な取組】

●妊産婦、子育て家庭等の不安の軽減を図るとともに、孤立感を感じることはないよう支援します。 <取組No.4・6・7・9～11・15～17～19>

妊娠前から産後、子育て期まで、こどもの成長とともに様々な悩みがあります。

こうした悩みに対して、保健師、助産師や保育士等がこども家庭センターにおいて相談に応じるとともに、毎月、月齢ごとに行う乳幼児相談、保健師や助産師等による家庭訪問、1歳6か月児健診等の乳幼児健康診査、母子保健推進員による家庭訪問等で一人ひとりの話を聴き、悩みや不安の軽減に努めます。その中でも特に支援が必要な妊産婦、親子に対して、保健師、助産師による継続した家庭訪問を行います。

さらに、核家族化が増加していることなどから孤立をしないよう、同じ立場にある親子同士などの交流の場を開催します。

●産後うつ状態の早期発見し、適切な支援に努めます。

<取組No.4・6・10～13>

産後は、ホルモンの変化や育児ストレスなどで精神的に負担のかかる時期です。産婦健康診査や、産後1～2か月に全ての産婦に行う「産後面談」等で、産婦の心身の状況を把握し、産後ケア事業や家庭訪問を行います。

特に精神的にうつ状態にある産婦については、心理士によるカウンセリングを行う等、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。



●「ほうふっ子応援パッケージ」を実施します。

<取組No.1・3・5・20・21・26>

葉酸サプリメントの配布、妊婦さんへの旬の地元食材の贈呈や新小学一年生へのかばんの贈呈など、妊娠前から子育てまでの本市独自のこども・子育て支援施策を「ほうふっ子応援パッケージ」として実施します。

No.	取組	内容	担当課
1	葉酸サプリメント配布	胎児の神経管閉鎖障害等の先天奇形の予防と、妊娠中の貧血や妊娠高血圧症候群に対して予防効果がある葉酸サプリを婚姻届出時、妊娠届出時に配布します。	こども相談支援課
2	不妊治療費の助成	配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成します。	こども相談支援課
3	妊婦へ地元食材の贈呈	妊婦の体の健康をサポートするため、旬の地元食材を届けます。	こども相談支援課
4	全ての妊産婦との面談	妊娠届出時、出産後に全ての妊産婦の面談を行い、面談を受けた妊産婦に経済的支援として出産子育て応援クーポン（合わせて10万円分）を配布します。	こども相談支援課
5	こどもの誕生のお祝い品の贈呈	こどもの誕生のお祝いと、健やかな成長を願って、旬の地元食材や贈呈品を送ります。また、出生のお祝いとして、出生時とそのきょうだいに、お揃いの記念品を贈ります。	こども相談支援課
6	相談窓口の設置	すべての妊産婦、子育て家庭に対して、保健師、助産師等が電話・来所・家庭訪問・メール・Webによる相談支援を行い、育児不安の軽減を行います。	こども相談支援課
7	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるために妊婦健康診査を実施します。	こども相談支援課
8	妊産婦歯科健康診査	妊産婦の口腔内の疾病の早期発見及び早期治療並びにう歯及び歯周疾患の予防を図るとともに、妊産婦及びその家族の歯科保健意識や健康観の向上を図るために妊産婦歯科健康診査費用を1回分公費負担で実施します。	こども相談支援課
9	両親学級	妊婦とパートナーを対象に、助産師・保健師・管理栄養士の講話や妊婦ジャケットの着用・赤ちゃん人形での抱き方の練習等の体験を通じて、出産・子育てについての心構えや知識を学ぶ教室を開催します。	こども相談支援課
10	産前サポート「プレママまんまるサロン」	妊娠期からの仲間づくりを行い、子育てをする時の孤立感を軽減するために、交流会を開催します。	こども相談支援課
11	母子保健訪問指導	保健師、管理栄養士、助産師が、妊産婦、新生児、乳幼児の家庭訪問を行い、個々に応じた保健指導を行います。	こども相談支援課
12	産婦健康診査	産後うつ等により支援が必要な産婦を早期発見し、支援を行うため、産後2週間と1か月の時期に産婦人科で産婦の健診を行います。	こども相談支援課

No.	取組	内容	担当課
13	産後ケア	身体的回復のための支援や、授乳指導、産婦の話の傾聴などを、医療機関等において、希望する産婦を対象に行います。宿泊型、日中一時滞在型、心理士によるカウンセリングがあります。	こども相談支援課
14	新生児聴覚検査	先天的な耳の聞こえの障害を早期に発見し、早期に適切な療育や医療を受けることができるよう、新生児聴覚検査を行います。	こども相談支援課
15	乳児健康診査	乳児期の疾病の早期発見や発育の確認を行うとともに、育児についての相談に応じます。	こども相談支援課
16	乳児相談	育児等の不安が解消できるよう、保健師や助産師、栄養士・保育士による育児相談を行います。	こども相談支援課
17	乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの乳児がいる家庭を母子保健推進員が訪問し、母子の心身の状況や養育環境を把握するとともに、不安や悩みに対する助言や情報提供を行います。	こども相談支援課
18	ミニ離乳食教室の開催	離乳食を始める保護者を対象に離乳食の教室を開催します。	こども相談支援課
19	1歳6か月児、3歳児健康診査	疾病の有無、発育・発達の確認、その結果に基づく保健指導及び育児についての相談を行います。	こども相談支援課
20	県産木材の積木プレゼント	木と触れ合い、こどもの心を豊かにする、木育を推進するため、県産の木材を使用した積木を1歳6か月健診を受診したこどもに贈ります。	農林漁港整備課
21	食育の絵本のプレゼント	こどもが食べる楽しさや、食事に関心を持つことができるよう、3歳児健康診査を受診した親子へ、食育に関する絵本を1冊贈ります。	こども相談支援課
22	5歳児発達相談会の実施	こどもの発達特性を保護者等が理解し、適切な環境設定を行うことにより支援へつなげ、育児不安を解消します。	こども相談支援課
23	予防接種の助成	定期予防接種及びおたふくかぜワクチンの助成により、感染症の発症、まん延を防ぎます。	こども相談支援課
24	産科医等の確保支援	民間の医療機関の産科医等を確保するため、医師等に分娩手当を支給している市内の医療機関に補助を行います。	健康増進課
25	夜間小児救急医療の実施	医師会など関係機関との連携により夜間小児救急を開設しています。小児医療体制の充実に取り組みます。	健康増進課
26	通学用かばん支給	新小学1年生全員に市独自の軽くて安全・安心、コンパクトな新入学児童用かばんを支給します。	学校教育課

施策の方向 2 子育て家庭を経済的に支援します

子育てに関する不安の中で大きな割合を占める経済的不安の解消に向け支援します。

【主な取組】

- 乳幼児・子ども医療費を助成します。

＜取組No.4・5＞

高校生年代までの医療費にかかる自己負担分を助成し、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの保健の向上と福祉の増進を図ります。



- 児童手当を支給します。

＜取組No.3＞

高校生年代までの児童を養育している方に児童手当を支給し、家庭等における生活の安定及び次代の社会を担うこどもの健やかな成長を促進します。

- 幼児教育・保育の保育料を助成します。

＜取組No.6・7＞

保育所、幼稚園、認定こども園などを利用する3歳児以上のこども、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこどもの利用料を無償化し、子育て家庭の経済的な負担を軽減します。

さらに、保育の必要性がある第2子以降の3歳未満児の保育料も無償化します。



- 保育所、幼稚園、認定こども園の保育料

0～2 歳児		第2子以降	3～5 歳児 (幼稚園含む)
第1子			
住民税課税世帯	住民税非課税世帯		
全額保護者負担	無償化	無償化	無償化

- 生活に困窮する家庭の日常生活を支えるための取組を進めます。

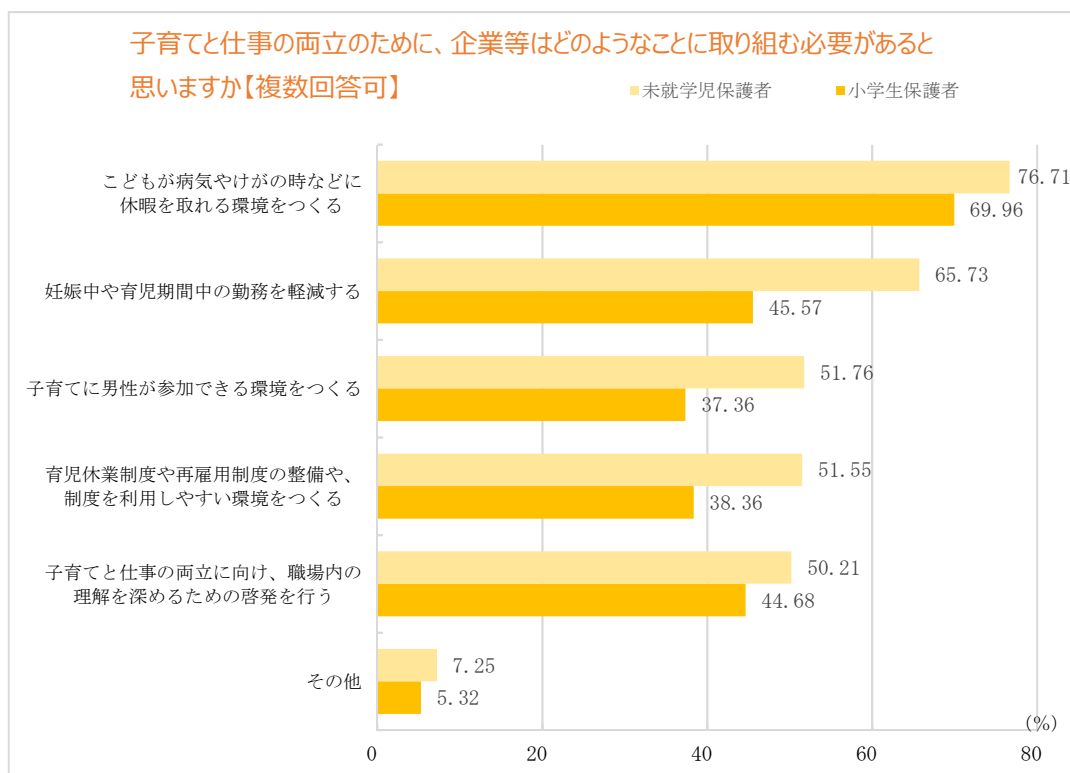
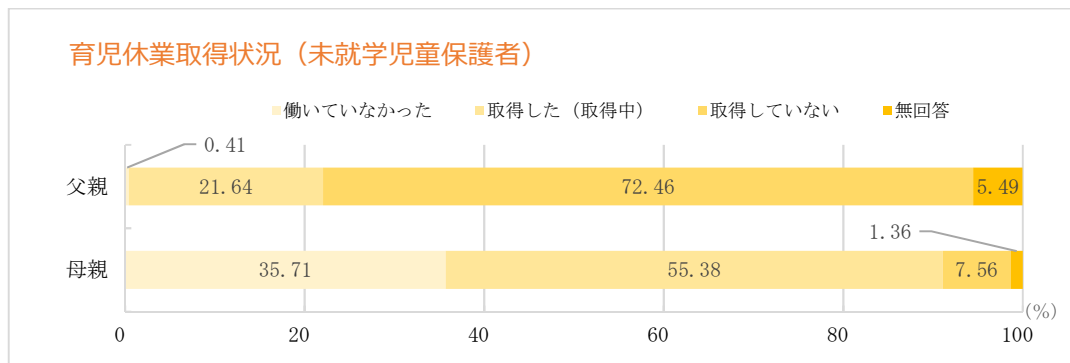
＜取組No.8＞

経済的な理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費や修学旅行費等を支給します。

No.	取組	内容	担当課
1	養育医療費の助成	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の、指定医療機関での入院治療費を公費で負担します。	こども相談支援課
2	助産扶助費の助成	市民税非課税世帯等を対象に、出産に要した費用の一部を助成します。	子育て推進課
3	児童手当の支給	高校生年代までのこどもの養育者に手当を支給します。	子育て推進課
4	乳幼児医療費の助成	小学校就学前児童の医療費を助成することにより無料化します。	子育て推進課
5	子ども医療費の助成	高校生年代までの医療費を助成することにより無償化します。	子育て推進課
6	幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの保育所、幼稚園、認定こども園などを利用するこどもの利用料を無償化します。0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもも対象とします。	子育て推進課
7	第2子以降の保育料無償化	保育の必要性がある第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化します。	子育て推進課
8	就学援助	経済的な理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な援助をします。	学校教育課
9	高等学校入学準備金の貸付け	高等学校に入学する生徒の保護者で、経済的な理由により入学準備金の調達が困難な人に、必要な資金を貸し付けます。	教育総務課
10	奨学資金の貸付け	経済的な理由のため修学が困難な人に、必要な資金を貸し付けます。	教育総務課

共働き世帯の増加や、働き方改革などの社会的背景からも、仕事と子育てを両立するためのサポートへのニーズが高まっています。

男女で育児・家事を分担し、キャリア形成との両立が可能となる環境整備や、父親の子育て参加に向けた取組を推進します。



【資料：防府市子ども・子育て支援に関するニーズ調査】



## 【主な取組】

- 企業における男性の子育て参画に向けた取組を推進します。 <事業No.1～3>

やまぐち“とも×いく”の定着を図り、男性の育児休業の取得促進や労働時間短縮を働きかけるなど、ゆとりある豊かな家庭生活を確保し、子育てに参画しやすい職場環境が実現されるよう、企業に対する意識啓発などの取組を推進します。



“とも×いく”とは  
「共育て」という意味と、家族や地域社会、企業なども「ともに・もっと・いくじに・くわわって」という願いを込めており、山口県全体で子育て中の方を応援し、共に育てることが当たり前の社会を実現していくことを示しています。

と も に   も   っ と   い   く   じ   に   く   わ   わ   っ   て

- 再就職希望者を支援します。 <事業No.4>

出産や子育てを理由とした退職者の相談を行い、ハローワーク等の就労支援機関につなげていくとともに、キャリア形成のためのセミナーを開催するなど、再就職を支援します。

- 男女が協力して行う子育て・家庭生活を推進します。 <事業No.5>

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに協力して、子育てや家事が行われるよう啓発活動や、家事・料理講座を実施します。



No.	取組	内容	担当課
1	育児休業制度の定着・促進	関係機関との連携の下、育児休業制度の普及、啓発を図るとともに、市内事業所の働き方改革を促進することで、育児休業を男性、女性ともに取得しやすい環境づくりの支援に努めます。	商工振興課
2	労働時間短縮の促進	ゆとりある豊かな家庭生活を確保するため、完全週休2日制やノー残業デー運動、年次有給休暇取得促進等の広報、啓発活動を行い、市民、企業、団体等へ労働時間の短縮を働きかけます。	商工振興課
3	多様な働き方への支援	パートタイム労働、在宅勤務、家内労働等の多様な働き方に対応し、制度の周知を行います。	商工振興課
4	再就職希望者等に対する支援	出産や子育てを理由とした退職者の再就職を支援するため、仕事に関する相談会（適職診断）を市内各所で開催し、ハローワーク等の就労支援機関への登録につなげます。また、キャリア形成のための学びなおしの場となるセミナーを開催します。	商工振興課
5	男女共同参画講座の開催	男性の家事や育児など家庭生活への参画を促進するため、参加しやすい各種講座等を開催します。	福祉総務課

### 【指標】基本目標 I

指 標	現在値 (R6 年度)	目標値 (R11 年度)
ゆったりとした気持ちで子育てができる親の割合（3か月健診）	92.9% (R5)	100%
産後ケア利用実人数	109人 (R5)	調整中
安心して子どもを産み育てられる支援が充実していると思う保護者の割合（未就学児保護者）	63.4% (R5)	80%
父親の育児休業取得率（未就学児童保護者）	21.6% (R5)	60%



## 施策の方向

## 1 保育園等の保育・教育環境を充実し多様なニーズに対応します

希望する全ての家庭が安心してこどもを預けて働くことができるよう、幼児教育・保育サービスの質のさらなる向上を図ります。また、保護者の様々な就労形態や多様化する保育ニーズに対応できるよう取組を進めます。

## 【主な取組】

- 保護者の多様な保育ニーズに応じたサービス提供を図ります。

&lt;取組No.1～6&gt;

育児疲れなど、一時的に家庭での保育が困難となった未就園児を保育所、幼稚園、認定こども園などで保育を行う「一時預かり」や、保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難になったとき、一定期間、児童養護施設等において児童の養育を行う「ショートステイ・トワイライトステイ」を行います。

また、就労要件を問わず利用できる「こども誰でも通園制度」を並行して実施することで、保護者がリフレッシュする機会と、こどもの成長発達に資する豊かな経験を提供します。

- 保育サービスの質の向上に努めます。

&lt;取組No.7～9&gt;

保育士等に対する研修を実施するとともに、3歳未満児クラスへの加配に対して補助を行います。

さらに、こども主体の保育を実現できるように、保育活動のうち、特に繁忙な時間帯（登園時、プール活動時など）にスポット的な支援員の配置に対して補助を行います。



- 保育施設等の整備や老朽化に対する改修等に補助を行います。

&lt;取組No.10&gt;

老朽化した保育施設等の改修等を行うことにより、安全・安心な保育環境等を整えます。

No.	取組	内容	担当課
1	ショートステイ、トワイライトステイの実施	保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難になったとき、一定期間、児童養護施設等において児童を養育、保護します。	こども相談支援課
2	一時預かり	育児疲れや緊急の場合など、一時的に家庭での保育が困難となった児童を保育所等で保育します。	子育て推進課
3	延長保育	通常の利用日及び利用時間以外の日、及び時間において延長保育を実施します。	子育て推進課
4	休日保育	日曜・祝日等の休日に、保護者の仕事等により家庭において保育することができない児童を保育します。	子育て推進課
5	病児保育	病気のため集団保育が困難な児童を、仕事等により家庭で保育できない保護者に代わって一時的に預かり、保育します。	子育て推進課
6	こども誰でも通園制度	保護者のリフレッシュや、こども同士の触れ合いの機会をつくるため、6か月から満3歳未満の保育所等に通っていないこどもを対象に、国が定める月一定時間までの利用枠で保育を行います。	子育て推進課
7	支援が必要なこどもの受入れ	各保育所で医療的ケア児等、支援が必要なこどもを受け入れることができるよう、必要な保育士、看護師を配置します。	子育て推進課
8	障害児の受入れの促進	各保育所で集団保育の可能な障害児を受け入れるために必要な改修を行います。	子育て推進課
9	保育士研修の支援	保育の質の向上を図るための研修の受講支援を行います。	子育て推進課
10	保育施設の整備	保育所、幼稚園、認定こども園などの保育施設の整備や改修等に補助を行います。	子育て推進課

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、留守家庭児童学級、留守家庭児童クラブにおいて、遊びや生活の場を提供するとともに、こどもたちが放課後を安全・安心に過ごせるための取組を支援します。

【主な取組】

- 留守家庭児童学級、留守家庭児童クラブの適切な運営に努めます。 <取組No.1>

留守家庭児童学級、留守家庭児童クラブの学級運営にあたっては、一人ひとりの状況について、保護者や学校等の関係機関としっかり情報共有し、きめ細かな対応をします。

また、支援員等の資質向上のため、研修会への参加を促進します。

- こどもたちが学習や体験・交流活動を行う地域の「放課後子ども教室」を支援します。

<取組No.3>

各教室の運営スタッフに対して、ボランティア養成講座を開催するとともに、情報交換会を開くことで、各教室の活動内容の充実に努めます。

No.	取組	内容	担当課
1	留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブの運営	保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童を対象として、遊びや生活の場を提供し、こどもの健全育成を図ります。	子育て推進課 福祉総務課
2	児童館の運営	児童に健全な遊び場を提供し、各種の運動、創作活動等を行います。	福祉総務課
3	放課後子ども教室の充実	放課後における安全・安心なこどもの居場所を提供するため、地域の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動を行います。	生涯学習課
4	スポーツ少年団の活動支援	小学生をスポーツに親しませ、心身ともに健康な児童を育成するため、スポーツ少年団の活動を支援します。	スポーツ振興課
5	地域クラブ活動の支援	こどもたちがスポーツ・文化・芸術活動に継続して親しむことができる環境を整備します。	学校教育課

豊かな心を持ち、たくましく生き抜くこどもを育成します。

いじめや不登校、困難に直面したこどもに対して、学校や専門機関と連携し、一人ひとりの状況に合わせた迅速かつ適切な支援や問題解決に取り組みます。

バリアフリー化など計画的に学校施設を改修し、こどもの安全で良好な学習環境を整えます。

### 【主な取組】

#### ●キャリア教育を推進します。

＜取組No.1＞

児童生徒の夢や目標の実現に向けて、3つの視点「自分がしたいこと」「自分ができること」「社会が求めていること」のバランスを考慮しながら、学校・家庭・地域・産業界等が連携することで発達段階に応じた継続的な育成に努めます。

#### ●いじめを見逃さない学校づくりを推進します。

いじめ等の問題行動の未然防止のために、心の教育の取組の基盤となる発達支持的生徒指導の充実を図ります。

#### ●こどもの困り感に寄り添うカウンセリングや支援の充実を図ります。＜取組No.3・5・8＞

専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣等により、困っているこどもたちへの支援を進めるなど、各学校の教育相談体制の充実を図ります。

フリーダイヤルにより、こどもたちの相談に対応します。

#### ●学校・家庭・地域が連携してこども達の成長を支えます。

＜取組No.7＞

保護者や地域の方等の学校運営への適切な参画と連携の強化を図り、こどもたち自身が地域の中でのびのびと育つための学校づくりを推進します。



#### ●学校に行きづらいこどもの学びと成長を支えます。＜取組No.6＞

不登校状況にあるこどもたちに対して、教育支援センター「オアシス教室」の活用や在宅支援のほか、一人一台タブレット端末等を用いるなど学習保障を工夫します。

#### ●公立学校施設の整備充実に努めます。

＜取組No.10＞

学校施設の耐震化や老朽化対策を実施し、安全・安心な学校づくりを推進します。

また、デジタル化や少人数学級化、バリアフリーやカーボンニュートラルなど、時代の変化に対応し、誰でも利用しやすく環境に配慮した施設整備を推進します。

No.	取組	内容	担当課
1	キャリア教育の推進	児童生徒の夢や目標の実現に向けて、3つの視点「自分がしたいこと」「自分ができること」「社会が求めていること」のバランスを考慮しながら、学校・家庭・地域・産業界等が連携することで発達段階に応じた継続的な育成に努めます。	学校教育課
2	ICT環境の整備	情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成していく能力の育成に努めます。	学校教育課
3	スクールソーシャルワーカーの派遣	学校や家庭、関係機関との調整を図り、問題を抱える児童・生徒の問題解決へのサポートを行います。	学校教育課
4	サポートチームによる支援	生徒指導問題対策協議会で緊急サポートチームを編成し、児童・生徒の暴力行為、少年非行等の問題行動に対応します。	学校教育課
5	スクールカウンセラーの派遣	臨床心理士との連携による相談体制の充実により、いじめや不登校の未然防止や効果的な対応方法について実践的な助言を行います。	学校教育課
6	教育支援センター「オアシス」教室の実施	不登校児童・生徒の教育相談、学習指導及び体験活動を実施し、児童・生徒の状況に合わせたきめ細かな指導を行います。	学校教育課
7	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）	地域の学校経営参画を推進させ、地域に開かれた学校づくりを図ります。	学校教育課
8	いじめ・悩み相談の実施	フリーダイヤルの「教育相談電話」で、相談に対応します。	学校教育課
		フリーダイヤルの「ヤングテレホン防府」で、青少年に関わる悩みや相談に対して、助言、指導及び関係機関への紹介等を行います。	生涯学習課
9	防府市青少年語学研修派遣	姉妹都市であるアメリカ合衆国ミシガン州モンロー市へ中高校生を派遣し、外国に対する理解及び国際協調の精神を養成します。	文化振興課
10	学校施設の整備	防府市学校施設長寿命化計画に基づいて、小・中学校の施設の老朽化対策及びバリアフリーやカーボンニュートラルに対応した改修などを行います。	教育総務課
11	生と性についての学習	小学校高学年に児童を対象に、「命の大切さ」「命のつながり」を学び、「自分を大切にし、他人を思いやる心を育てるための授業」を行います。	こども相談支援課



こどもの健やかな成長のために、自らが心身の健康に関心を持ち、心身の健康づくりができるよう、必要な知識や態度を身に付けるための取組を行います。

特に、心身の健全育成に最も必要な「食」に関する知識と、健全な食生活を確立できるよう食育を推進します。

【主な取組】

●乳幼児期から規則正しい生活習慣の確立に努めます。 <取組No.1>

乳幼児期の健康診査の機会等を活用し、規則正しい食生活や、十分な睡眠、適切な歯磨きなどについて、健康的な生活習慣の獲得を支援します。

●家庭や保育所等における食育を推進します。

<取組No.4・5>

こどもたちが生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭等において、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるための食育を推進します。

また、家庭で食育を推進するため、3歳児健康診査に併せて、食育をテーマにした絵本をプレゼントします。



●望ましい食習慣を身につけるため学校における食育を推進します。 <取組No.6>

生きた教材である学校給食の機会を活用した食に関する指導の充実を図ります。地域や家庭と連携しながらこどもたち自身が望ましい生活習慣や食習慣を身に付けられるよう働きかけます。

●自分を大切にする気持ち、他人を思いやる気持ちを育みます。 <取組No.8>

小学校高学年の児童を対象に、「命の大切さ」、「命のつながり」を学び、「自分を大切にし、他人を思いやる心」を育てるため、「いのちの学習事業」を行います。

●こどもが本に親しむ機会の充実を図ります。 <取組No.11～14>

全てのこどもが等しく、いつでもどこでも多くの優れた書物と触れ合い、読書に親しむことができる環境の整備に努めます。

また、児童向けの図書や保護者向けの子育てに関する図書を収集・推奨し、おはなし会を開くなど、親子で共に読書を楽しむ機会の充実を図ります。

●公園のトイレや遊具等の更新・バリアフリー化を行います。

<取組No.17~21>

地域の憩いの場として、誰もが安全に利用できるよう、公園施設や遊具の点検、維持管理、更新を行います。

みんなが安心して利用できるよう、老朽化したトイレの早期改修に合わせ、バリアフリー（多目的）トイレの整備に努めます。



No.	取組	内容	担当課
1	1歳6か月児、3歳児健康診査【再掲】	疾病の有無、発育・発達の確認、その結果に基づく保健指導及び育児についての相談を行います。	こども相談支援課
2	食育推進の集いの開催	広く市民に、食育に対する理解と関心を深めるイベントを開催します。	健康増進課
3	食生活改善推進員の活動支援	食生活改善推進員等が食育等の活動を行えるよう、知識と技術向上のための研修を実施します。	健康増進課
4	保育所・幼稚園・認定こども園等における食育の推進	配膳、片づけに関わる体験や野菜等の栽培、調理体験を通じて、食に対する主体性を育む取組を行います。	子育て推進課
5	食育の絵本のプレゼント	こどもが食べる楽しさや、食事に関心を持つことができるよう、3歳児健康診査を受診した親子へ、食育に関する絵本を1冊贈ります。	こども相談支援課
6	学校における食の教育の充実	学校給食により日常生活における正しい食習慣や共同生活の基本的態度を身につけるとともに、家庭科、保健体育科、総合的な学習の時間などにおける指導や家庭への働きかけなど、食に関する指導の充実を図ります。	学校教育課
7	親子の料理教室の開催	小学生とその親を対象に親子の料理教室を食生活改善推進協議会と連携して開催します。	健康増進課
8	生と性についての学習【再掲】	小学校高学年に児童を対象に、「命の大切さ」「命のつながり」を学び、「自分を大切にし、他人を思いやる心を育てるための授業を行います。	こども相談支援課
9	乳幼児と児童・生徒とのふれあいの機会の提供	小・中・高等学校と連携し、保育所や乳幼児健診の場、子育てサークル活動の場などを利用することで、児童・生徒と乳幼児とのふれあいの機会を提供します。	こども相談支援課 学校教育課 子育て推進課
10	デートDV予防の啓発	公立中学校において、交際相手からの暴力の予防のための講座を実施します。	福祉総務課

No.	取組	内容	担当課
11	学校図書館の充実	学校司書を配置するとともに、資料の管理や有効活用を図るため学校図書館管理システムを導入し、学校図書館におけるこどもたちの読書環境の整備に努めます。	教育総務課
12	児童用図書及び地域文庫・貸出文庫の充実	多様化する読者の要求に応え、児童用図書を充実させるとともに、地域文庫や学校等を対象とする貸出文庫の資料の充実を図ります。	教育総務課
13	図書館の児童奉仕行事の充実	市民の集会、文化活動、学習交流のための場と設備の提供を行い、図書館利用を促進するために、児童を対象としたさまざまな行事を行います。また、児童を対象としたサークルの集会、文化活動を奨励します。	教育総務課
14	幼児の読書活動への支援	こどもたちの読書の習慣を促進するため、市内の保育所等の読書活動を支援します。	子育て推進課 学校教育課
15	青少年劇場等の開催	児童・生徒に優れた芸術家による生の演奏、演劇を鑑賞してもらうことにより、豊かな創造性や情操のかん養を図ります。	文化振興課
16	青少年ボランティア養成講座の実施	高校生や短大生を対象にボランティア活動の実践と基本的知識の習得を図ります。	生涯学習課
17	公園トイレの更新・バリアフリー化	トイレの更新に合わせ、バリアフリー（多目的）トイレの整備を行います。	都市計画課 子育て推進課
18	児童遊園の維持管理	地域と行政が協働して遊園の維持管理を行い、より身近な公園として有効利用を図ります。	都市計画課 子育て推進課
19	防災広場・インクルーシブ遊具の整備	新築地町防災広場・インクルーシブ遊具を親子と地域のふれあいの場として活用してもらえるように適切に管理を行います。	河川港湾課
20	公園・緑地、多目的広場の整備	親子が自然とふれあうことができる場の整備を進めるとともに、自然の緑を公園や広場に活用します。	都市計画課
21	水辺の空間の保全と活用	こどもたちの遊びの場、自然体験の場である「小野水辺の楽校」を安心して利用してもらえるように、適切に管理します。	河川港湾課

## 【指標】基本目標Ⅱ

指 標	現在値 (R6 年度)	目標値 (R11 年度)
朝食を毎日食べる児童の割合（小学5年生）	男子：77.8%（R5） 女子：76.3%（R5）	調整中
むし歯のない3歳児の割合	確認中	調整中
公園のトイレのバリアフリー化	22 か所	52 か所





施策の方向 1 児童虐待等の防止と適切な支援に取り組みます

こどもに関わる関係機関や市民が、虐待等を正しく理解できるよう、普及啓発に努めます。また、児童虐待等を早期に発見し、学校や保育所、地域等で連携した適切な支援を行います。

【主な取組】

●必要な支援につなぎ、虐待の防止に努めます。 <取組No.3・4>

全ての親子を対象とした、乳児期からの健診や面談、各種相談の機会に保護者の子育てに関する不安や悩みを聴き、子育てについての教室への参加や、継続した家庭訪問、子育て支援団体とのネットワークを活用した居場所等につなぐ等、一人ひとりに寄り添った支援を行い、虐待の防止に努めます。

●虐待の早期発見、早期対応のため、関係機関への普及啓発、連携を図ります。 <取組No.2>

虐待が疑われる家庭を早期に発見するため、学校や保育所、幼稚園、医療機関、地域の関係団体、市民に対して講演会の開催等を行い、虐待についての正しい理解を図ります。

また、虐待対応にあたっては、こどもの権利を守るため、要保護児童対策地域協議会<sup>6</sup>を中心に、児童相談所や学校等、関係機関との連携を徹底し、迅速な対応に努めます。また、児童虐待など様々な相談に的確に対応していくことができるよう、虐待対応を行う職員の専門的な技術や知識の向上を図ります。

●親子に寄り添った支援を行います。 <取組No.1.3~6>

養育環境等に課題を抱える親子に対して、養育環境の改善を図るため、親子の思いを取り入れたサポートプラン<sup>7</sup>を一緒に作成し、その家庭に必要なサービスの提供等、寄り添った支援を行います。

<sup>6</sup> 要保護児童対策地域協議会 虐待を受けているこどもや、要支援児童等の早期発見や適切な保護、こどもや保護者への支援を図るために、「地域の関係機関等が、こどもやその家庭について共に考え、地域全体で支援する」ことを目的とした場であり、情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくための協議会

<sup>7</sup> サポートプラン 支援を必要とするこども、保護者及び妊婦に対して作成するプラン。解決すべき課題、作成対象者の意向、支援の種類や内容等を記載する

●ヤングケアラーについて関係機関、市民の正しい理解を深めます。

ヤングケアラーの早期発見のために、こども本人と接する時間が長い学校をはじめとする関係機関や、市民を対象とした講演会の開催等、ヤングケアラーについて正しい理解を図るための啓発を行います。

また、ヤングケアラーと思われるこどもが把握された場合は、本人や家族の意志を確認したうえで、ケアを必要とする本人にサービスの利用を勧めるなど、必要な支援につなぎます。

●ヤングケアラーについて実態把握を行います。

学校等の関係機関を通じて、こども自身の気づきを促すためのリーフレット配布や、調査等を行い、ヤングケアラーの実態把握に努めます。

No.	取組	内容	担当課
1	養育支援訪問の実施	子育てで不安や軽度な被虐待経験等の家庭養育上の問題を抱える家庭に、こども家庭支援員を派遣し、子育ての相談や支援を行います。	こども相談支援課
2	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けているこども等の早期発見や適切な保護、こどもや保護者への支援を図るために、「地域の関係機関等が、こどもやその家庭について共に考え、地域全体で支援する」ことを目的とした場であり、情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応します。こども家庭センターが調整機関の役割を担います。	こども相談支援課
3	母子保健訪問指導【再掲】	保健師、管理栄養士、助産師が、妊産婦、新生児、乳幼児の家庭訪問を行い、個々に応じた保健指導を行います。	こども相談支援課
4	乳児家庭全戸訪問【再掲】	生後4か月までの乳児がいる家庭を母子保健推進員が訪問し、母子の心身の状況や養育環境を把握するとともに、不安や悩みに対する助言や情報提供を行います。	こども相談支援課
5	ゆっくり子育て学び塾の開催	子育てについての悩みや不安を持っている親同士が、こどもとの関わり方について一緒に学ぶ教室を実施します。	こども相談支援課
6	子育て世帯訪問事業	食事や生活習慣等について、支援が必要な養育状態にある児童、保護者等に対して、ヘルパーを派遣し、家事・育児サポートを行い、育児負担の軽減、養育環境の改善を図ります。	こども相談支援課

障害児等の健やかな成長を促すとともに、一人ひとりのニーズに対応した適切な支援の実施を図るため、障害の疑いのある子どもも含め、早期支援や相談体制の充実を図ります。

【主な取組】

● 障害福祉サービス等の充実に努めます。 <取組No.1～9>

未就学の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

就学中の障害のある子どもを対象に、学校の放課後や夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。また、支援員が保育所等を訪問し、障害のある子ども等に対して、他の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援その他必要な支援を行います。

● 特別な教育的支援を必要とする子どもに対して適切な支援と指導を行います。 <取組No.10>

特別な配慮を必要とする子どもとその家庭の状況を踏まえた適切な相談指導支援体制を整備します。

No.	取組	内容	担当課
1	障害児福祉手当の支給	重度障害児を対象に、障害児福祉手当を支給し、育成を援助します。	障害福祉課
2	重度心身障害者医療費の助成	一定の所得要件等を満たす重度障害者（児）の医療に要する経費のうち、医療保険の自己負担額を助成します。	障害福祉課
3	障害児補装具の購入・修理費等の助成	身体障害児に対し、補聴器、義肢、車椅子等の補装具の交付及び修理費を支給します。	障害福祉課
4	障害児日常生活用具の助成	日常生活を営むのに支障がある障害児に対し、日常生活上の便宜を図る用具の給付費を支給します。	障害福祉課
5	特別児童扶養手当の受付・相談	県が実施する特別児童扶養手当の支給の受付を行うとともに、相談に応じます。	障害福祉課
6	児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援の給付費を支給します。	障害福祉課
7	児童発達支援センター	地域の障害児やその家族への相談、障害児を支援する事業所等への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設としての役割を果たします。	障害福祉課

No.	取組	内容	担当課
8	放課後等デイサービスの充実児童発達支援センター	就学児を対象に、放課後や休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援の給付費を支給します。地域の障害児やその家族への相談、障害児を支援する事業所等への援助・助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設としての役割を果たします。	障害福祉課
9	保育所等訪問支援	障害児通所施設等の支援員が保育所等を訪問し、障害のあるこども等に対して、他の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援などを行います。	障害福祉課
10	特別支援教育の充実	学習障害（LD）児、注意欠陥多動性障害（ADHD）児、高機能自閉症児等への指導方法等の工夫、改善についての研究を行うとともに、発達障害者支援センターを紹介するなど、相談や支援の機会の拡充を図ります。	学校教育課
11	5歳児発達相談会の実施【再掲】	年中児を対象とした相談会で、集団生活や家庭で気づいた、こどもの発達特性について、小児科医や心理士等、専門職に相談し、助言を受けることで、園や家庭等でこどもと関わり方の参考にするとともに、就学にむけた必要な対応につなげます。	こども相談支援課





施策の方向 3 ひとり親家庭を支援します

ひとり親家庭の個々に抱える課題に寄り添いながら、相談支援や経済的支援、自立に向けた支援を行います。

【主な取組】

●ひとり親家庭における医療費を助成します。 <取組No.1>

市民税所得割非課税の世帯のひとり親家庭の父・母及びこどもの保健の向上に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図るため、父・母及びこどもの医療費にかかる自己負担分を助成します。

●ひとり親家庭に対する経済的な支援を行います。 <取組No.2・4>

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の父・母に児童扶養手当を支給します。また、経済的な理由によりこどもの高校や大学等の進学が困難なひとり親家庭や、生活が困窮しているひとり親家庭に対し、就学支度資金等を無利子または低金利で貸付けを行います。

●ひとり親家庭等の就業をサポートします。 <取組No.3>

ひとり親家庭の自立を促進するため、相談から就労までハローワーク等と連携を図りながら総合的な就業支援を行います。また、就労に必要な資格取得や技能習得のために教育訓練や養成訓練を受講する場合に、自立支援給付金による支援を行います。

●子育て支援や生活支援を行います。 <取組No.3>

ひとり親家庭の自立と生活や子育て等に対する不安の解消のため、自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行います。



No.	取組	内容	担当課
1	ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の保健の向上及びその生活の安定と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の医療費を助成することにより無償化します。	子育て推進課
2	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。	子育て推進課
3	母子・父子自立支援員による支援	ひとり親家庭等を対象に、母子・父子自立支援員が自立に必要な相談、指導等を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子育て推進課
4	母子父子寡婦福祉資金貸付の受付・相談	県が実施する母子・父子・寡婦福祉資金の貸付の受付を行うとともに、返済等の相談に応じます。	子育て推進課

こどもが健やかに成長できるよう、少年非行・犯罪被害防止のための啓発や、若者の就職等に関する自立支援を行います。

【主な取組】

- ひきこもりの状態にある方に対しサポーターを派遣します。 <取組No.1>

ひきこもりサポーター<sup>8</sup>を派遣し、ひきこもり本人や家族等に寄り添い、一人ひとりの状況やペースに合わせた支援を行います。

- ひきこもり状態にある方の孤立感の解消や社会参加に向けた支援を行います。

「山口県ひきこもり地域支援センター」の地域拠点である防府保健所と連携し、本人の悩みや体験を話し合う会を定期的を実施します。

- 青少年の非行・被害防止活動を推進します。 <取組No.3・4>

青少年の犯罪や非行の防止と、青少年の被害を防止するため、学校、警察、地域住民等が連携して、「社会を明るくする運動」や「青少年の非行・被害防止運動」の取組や地域の巡視活動を通じて、青少年の健全育成を図っていきます。

- 若者の自立支援を行います。 <取組No.5>

「ほうふ若者サポートステーション<sup>9</sup>」の利用促進の支援や、県やハローワークなど各支援機関同士の情報交換の機会を設け、関係機関の連携により、若者の就職等に関する自立支援を行います。

---

<sup>8</sup> ひきこもりサポーター 県の養成研修を受け、ひきこもりに関する基礎知識を習得し、ひきこもり状態にある人及びその家族の支援を行う者

<sup>9</sup> ほうふ若者サポートステーション 厚生労働省からの委託で、働くことに悩みを抱えている方（15歳～49歳）を対象に、無料で就労に向けた支援を行っている機関。

No.	取組	内容	担当課
1	ひきこもりサポーターの派遣	地域におけるひきこもり状態にある人の自立の推進、ひきこもり状態にある人及び家族の福祉の増進を図ります。	障害福祉課
2	青少年の非行被害防止活動	青少年育成市民会議をはじめ、学校、警察等との連携を強化し、「社会を明るくする運動」や「青少年の非行・被害防止運動」の取組を通して、青少年の健全育成を図ります。	生涯学習課
3	巡視活動の実施	青少年育成センターの指導員と地区の青少年補導員とが、巡視活動を行い、青少年の指導、保護育成に努めます。	生涯学習課
4	広報啓発活動	広く市民に青少年健全育成や非行防止の意識を醸成するため、広報紙、ホームページ等を活用し、啓発活動を推進します。	生涯学習課
5	ほうふ若者サポートステーションへの支援	「ほうふ若者サポートステーション」と各支援機関のネットワーク形成を図るため「防府市若者自立支援ネットワーク会議」を開催します。また、市広報などへの掲載により、「ほうふ若者サポートステーション」の利用の促進します。	商工振興課

施策の方向 5 生活に困難を抱える子ども等を支援します

生活保護世帯を含む生活困窮世帯の保護者及び子ども等の生活の安定と自立の促進に向けて、就業支援や経済的支援、子育て等の生活支援に取り組みます。

【主な取組】

●福祉総合相談窓口において、複合的な課題や制度の狭間にある課題を抱える方々へ相談支援を実施します。

子育てと介護の両立、生活困窮、ひきこもりなど、子どもや若者、子育て家庭などが暮らしの中で直面する複雑化、多様化した困りごとの相談を受け、子ども家庭センターや専門機関等と連携し、適切な支援につなげます。

●生活困窮者の社会的・経済的な自立を促進するため、相談支援を実施します。

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、防府市社会福祉協議会と連携し、必要な情報提供や相談支援を行います。さらに、包括的かつ計画的な様々な支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。

●生活困窮世帯等の子どもに対し、学習の支援を実施します。 <取組No.2>

生活困窮世帯等の中学3年生を対象に、学習支援を実施します。

子どもの現在及び将来において、生まれ育った環境に左右されることがなく、また、貧困の連鎖を防止するため、貧困の状況にある子どもの学習を支援し、教育の機会均等を図ります。

No.	取組	内容	担当課
1	就学援助【再掲】	経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助をします。	学校教育課
2	生活困窮者等の学習支援	生活困窮世帯の中学生を対象に学習支援を実施します。	生活支援課

【指標】基本目標Ⅲ

指 標	現在値 (R6 年度)	目標値 (R11 年度)
ひきこもりサポーター利用者数	1 人	3 人
食料が買えない経験（生活実態調査）	15.5%	10%
関係機関、地域、本人からの児童相談件数（児相は除く）	172 件（R5）	調整中
虐待、ヤングケアラーの研修等の受講者数	確認中	調整中



## 施策の方向 1 こども・若者の安全を確保します

こどもの見守りや交通安全対策、犯罪被害防止対策に取り組み、こどもの安全・安心を確保するための活動を推進します。

## 【主な取組】

## ●通学路等の安全対策の充実を図ります。

&lt;取組No.3&gt;

こどもが安全に通行することができるよう、側溝蓋掛け等の路肩整備、キッズ・ゾーンや反射鏡、路肩部のカラー舗装、防護柵設置等の必要な安全対策を講じます。

また、道路拡幅や新規路線整備が可能な箇所については、幅が広く段差のない歩道を整備します。

## ●安全・安心な登下校のための支援をします。

&lt;取組No.6&gt;

不審者等から身を守るとともに、防犯に対する意識の高揚を図るため、新入学児童を対象に防犯ブザーを支給します。

児童・生徒の交通マナーや安全意識向上のため、県警や防府警察署、交通安全協会による交通移動教室を開催します。



## ●こどもの身近な避難場所「子ども110番の家」の設置を進めます。

&lt;取組No.7&gt;

登下校時などで不審者からの声かけやつきまとい行為など、こどもを対象とした犯罪被害等からこどもたちの身を守る避難場所として「子ども110番の家」の設置を進め、地域でこどもたちを守る社会づくりを促していきます。

## ●みまもり隊の活動を支援します。

&lt;取組No.8&gt;

こどもが安全・安心に登下校できるよう見守っていただいている、みまもり隊の活動を支援します。

## ●消費者被害防止のための啓発活動を行います。

&lt;取組No.9&gt;

こどもや若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防止するため、各種講座の開催や消費生活に関するパンフレットを配布する等、情報提供や啓発活動を行います。

No.	取組	内容	担当課
1	幼児期の交通安全指導及び指導者の養成	交通安全意識を高め、こどもを交通事故から守るため、体験学習を通して、幼児及び保護者に対する交通安全教育や啓発を行います。	くらし安全課
2	防府地区防犯対策協議会の活動支援	防犯思想の普及を図り、地域と一体となった地域安全活動を推進します。	くらし安全課
3	通学・通園の安全対策の充実	歩道及び交通安全施設が未整備となっている路線について、こどもが安全に通行することができるよう、幅の広い段差のない歩道を整備するとともに、防護柵、反射鏡等の交通安全施設を計画的に設置します。	道路課
4	小・中学校の防犯カメラ・緊急放送設備等の設置	小・中学校への不審者等の侵入に対して緊急放送、避難誘導するため、放送設備を改修するとともに、校内無線通話装置及び防犯カメラを設置します。	教育総務課
5	防犯ブザーの支給	不審者等から身を守るとともに、防犯に対する危機管理意識の高揚を図るため、新入学児童を対象に防犯ブザーを支給します。	学校教育課
6	交通安全教室の開催	児童・生徒の交通マナーや安全意識の向上のため、県警、防府警察署、交通安全協会による交通移動教室を開催します。	学校教育課
7	子ども110番の家の設置	登下校時などに、不審者からの声かけ、痴漢、つきまとい行為等の被害から、こどもたちの身を守るため、避難場所として子ども110番の家を設置します。	生涯学習課
8	みまもり隊の活動支援	登下校中のこどもの安全を確保するために、大きな役割を担っている、みまもり隊の活動を支援します。	学校教育課
9	消費者被害防止の啓発活動	こどもや若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防止するための情報提供や啓発活動を行います。	くらし安全課



生まれ育った環境に関わらず、全てのこども・若者が自分の居場所を持ち、健やかな成長や身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態になることを目指し、地域の居場所づくりを推進します。

【主な取組】

- こども食堂<sup>10</sup>の活動を支援します。 <取組No.1>

こどもをはじめ、地域の交流の場となるこども食堂の普及啓発や運営支援を行っている「幸せます防府市こども食堂ネットワーク協議会」の活動を支援します。

- 地域の居場所づくりを推進するため、地域での活動の支援をします。 <取組No.2>

こども食堂や、学習支援、体験の提供等、市内において「こども・若者の居場所<sup>11</sup>づくり」を行う団体を支援します。

- 居場所を必要とするこども等が利用できるよう、情報を発信します。 <取組No.2>

こどもや若者が居場所につながるために、ネットワークを活用し地域の居場所の情報を収集し、SNSなどこどもや若者に届きやすい媒体により、情報を発信します。

No.	取組	内容	担当課
1	こども食堂（地域食堂）の普及啓発	こども食堂の普及啓発を行っている、「幸せます防府市こども食堂ネットワーク協議会」の活動を支援します。	こども相談支援課
2	こどもの居場所づくりの推進	こども食堂や学習支援等を実施する団体の活動を支援します。	こども相談支援課
3	児童館の運営【再掲】	児童に健全な遊び場を提供し、各種の運動、創作活動等を行います。	福祉総務課
4	学校施設開放の実施	学校施設を開放し、スポーツ振興や地域のコミュニティ、世代間交流の場を提供するとともに、こどもの主体的活動の促進を図ります。	教育総務課

<sup>10</sup> こども食堂（地域食堂） こどもたちが気軽に行くことができる無料、または、低額の食堂

<sup>11</sup> こども・若者の居場所 こどもたちが安心して過ごせる場所であり、食事の提供や学習支援を受けたりするなかで、交流の機会や様々な学びを得ることができる場所

地域全体でこどもや子育て家庭を温かく見守り支える環境づくりを進めながら、子育て支援の取組を実施します。

【主な取組】

- 子育て支援団体のネットワークを活用し、地域でこども、子育て家庭を見守ります。

＜取組No.1＞

地域での子育てや支援をより一層進めていくため、こども食堂や子育てサロン等の子育て支援団体の相互交流・連携の機会を提供する、ネットワークを広げていきます。

このネットワークを活用し、気になるこどもや家庭を地域全体で見守るとともに、行政や関係機関の支援につなぎます。

- 子育て支援センターにおいて交流の場を提供します。

＜取組No.3＞

市内に8カ所ある子育て支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に集い、交流できる場を提供します。育児相談、子育て情報の提供のほか、イベントなども開催し、親子の交流を促進します。

- こどもの年齢に応じた子育て講座を行います。

＜取組No.9＞

家庭の教育力向上を図るため、子育て学習会を開講し、基本的な生活習慣や親子の関り、子育ての悩みを相談できる環境づくりを行います。

また、就学期子育て講座、思春期子育て講座を地域や学校で開催し、保護者が地域との繋がりを感じながら安心して子育てができる環境づくりに努めます。

No.	取組	内容	担当課
1	子育て支援活動団体への支援	子育て支援を行う団体に対し、子育て支援活動補助金を交付します。	こども相談支援課
2	ファミリー・サポート・センターの運営	育児の援助を受けたい人と行いたい人で相互に援助を行うことにより、就労者が仕事と家庭を両立し、安心して働くことができるよう支援を行います。	子育て推進課
3	子育て支援センターの運営	地域の子育て支援機能の充実を図るため、子育て中の親子の交流を促進します。	子育て推進課
4	保育所の地域活動の促進	保育所と地域の交流を促進するとともに、地域の子育て力の向上を図ります。	子育て推進課
5	保育園、幼稚園及び認定こども園の園庭開放	未就園児を対象とした親子教室、園庭開放等を行い、子育て中の親子が気軽に集える場を提供します。	保育所、幼稚園、認定こども園
6	3世代交流の充実	世代間の理解と交流の促進に努めるとともに、高齢者の豊富な経験と技能を若い世代に伝えます。	高齢福祉課

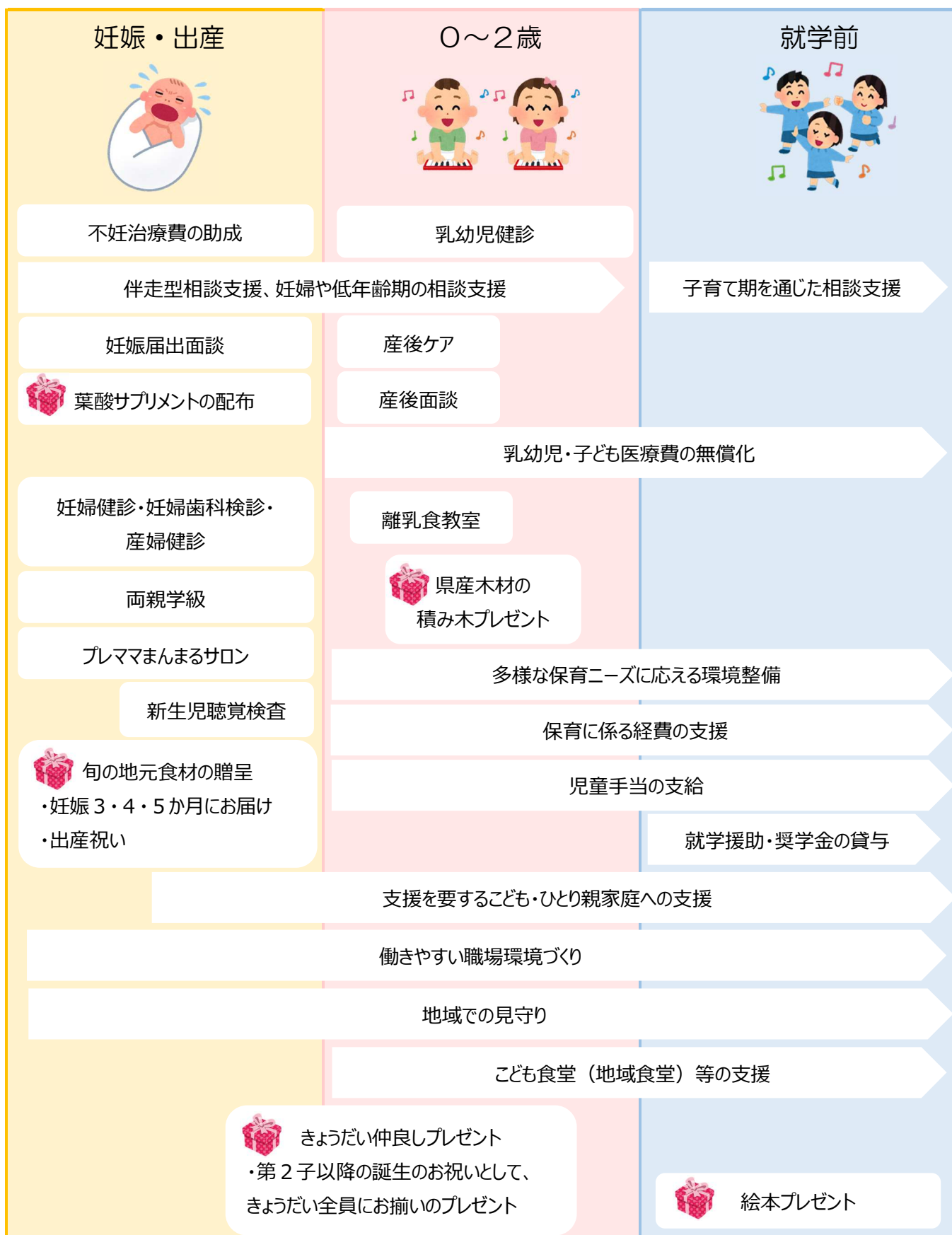
No.	取組	内容	担当課
7	児童委員活動の研修支援	児童委員が地域の親子と知り合い、支え合う活動を支援します。	福祉総務課
8	家庭教育学級の充実	乳幼児、小・中学生の保護者を対象に、親と子のふれあいを通じ、乳幼児期・少年期・青年期のそれぞれに応じた内容で家庭教育に関する学習を行います。	生涯学習課
9	子育て講座の実施	親同士のネットワーク化を促進する学習会を開催します。保健分野と連携した妊娠期の学習会をはじめ、就学期、思春期と発達年齢期に応じた学習会を開催します。	生涯学習課
10	「家庭の日」運動の推進	家庭の求心力、教育力の低下に対応するため、「家庭の日」運動の啓発活動等により運動の拡大を図ります。	生涯学習課
11	家庭教育アドバイザーの活用	県が主催する家庭教育相談員養成講座等の修了者を家庭教育及び子育て支援のネットワークの充実のため、子育てに関する相談員や各種講座の指導者として積極的に活用します。	生涯学習課
12	子ども会の活動支援	地域の団体と連携しながら、異年齢で行われる子ども会活動の充実と円滑な運営を図ります。また、若年指導者の育成に努めます。	生涯学習課
13	青少年育成市民会議の活動支援	全市的な青少年健全育成の市民運動を展開し、関係団体の協力の下、各種の育成活動を行うとともに、市民意識の高揚を図ります。	生涯学習課
14	母親クラブの活動支援	市内の単位クラブが実施している親子及び世代間の交流、児童養育に関する研修活動、事故防止活動等地域に即した活動を支援します。	こども相談支援課
15	母子保健推進員の人材育成支援	母子保健推進員等が家庭訪問等の活動を行えるよう、母子保健事業について十分な認識を持つための研修を実施します。	こども相談支援課
16	赤ちゃんの駅の啓発	外出中に授乳やオムツ替えを行うことができる施設として「赤ちゃんの駅」を整備し、安心して気軽に外出できる環境を整えます。	子育て推進課
17	子育て応援サイト	利用者の視点にたった子育てに関する様々な情報をわかりやすく提供する子育て応援サイト（母子モ）を運営します。	子育て推進課

#### 【指標】基本目標Ⅳ

指標	現在値 (R6 年度)	目標値 (R11 年度)
こどもの居場所づくり事業補助金交付団体数	6 団体	調整中
母子モの登録者数	3,000 人	6,500 人
子育て支援団体ネットワークの参加団体数	調整中	調整中



## ライフステージに応じた施策の展開



小学生



中学生



高校生・大学生・若者



子育て期を通じた相談支援

乳幼児・子ども医療費の無償化



新入学児童用  
かばんの贈呈

就労支援

多様な保育ニーズに応える  
環境整備

児童手当の支給

就学援助・奨学金の貸与

支援を要するこども等・ひとり親家庭への支援

働きやすい職場環境づくり

地域での見守り

こども食堂（地域食堂）等の支援

ひきこもりへの支援

1人1台タブレット端末のICT環境を活かした教育



第5章

子ども・子育て支援事業計画







第6章

# 計画の推進体制

## 1 計画の推進

---

本計画に基づくこども・若者施策については、福祉・保健・医療・教育・雇用など、幅広い分野にわたる施策と連携しながら総合的に推進します。

また、国や県、他の自治体とも連携を図るとともに、市民や関係機関・団体と一体となって取り組んでいきます。

## 2 財政上の措置

---

本計画の基本目標の達成に向け、各取組を継続的に進めるため、必要な財政上の措置を講じるように努めます。また、国・県等の支援制度を積極的に活用します。

## 3 施策の推進状況管理

---

「防府市こども計画」に基づく施策の着実な推進を図るため、防府市子ども・子育て会議及び防府市こども施策推進協議会に、推進状況について年度ごとの事業計画及び実績を報告し、審議、意見をいただきます。いただいた意見は、当該年度以降の施策に反映させます。

